

平成24年 9 月13日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯
2 番	稲 富	雅 和
3 番	勝 屋	弘 貞
4 番	竹 下	勇
5 番	角 田	一 美
6 番	伊 東	茂
7 番	松 尾	勝 利
8 番	松 本	末 治

9 番	光 武	学
10 番	徳 村	博 紀
11 番	福 井	正
12 番	水 頭	喜 弘
13 番	橋 爪	敏
14 番	松 尾	征 子
15 番	橋 川	宏 彰
16 番	中 西	裕 司

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部	長	迎		和	泉
産業部	長	中	川		宏
建設環境部	長	平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課	長	寺	山	靖	久
市民課	長	田	中	一	枝
市民課参事		有	森	弘	茂
税務課	長	大	代	昌	浩
福祉事務所	長	橋	村		勉
保険健康課	長	栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課	長	有	森	滋	樹
まちなみ建設課	長	森	田		博
環境下水道課	長	福	岡	俊	剛
水道課	長	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

平成24年 9 月13日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 8 号 | 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）（報告） |
| 日程第 2 | 報告第 9 号 | 平成23年度鹿島市土地開発公社決算について（報告） |
| 日程第 3 | 報告第10号 | 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更について（報告） |
| 日程第 4 | 議案第38号 | 平成23年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（大綱質疑、剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会付託） |
| 日程第 5 | 議案第39号 | 鹿島市立保育所みどり園の設置に関する条例を廃止する条例について（質疑、討論、採決） |
| | 議案第48号 | 財産の譲与について（質疑、討論、採決） |
| | 議案第49号 | 財産の無償貸付について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 6 | 議案第40号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 7 | 議案第41号 | 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 議案第42号 | 鹿島市休日子どもクリニック設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 議案第43号 | 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第50号 | 字の区域の変更について（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（中西裕司君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 報告第 8 号

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第 1．報告第 8 号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

報告第8号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

事故の内容でございますが、これは平成24年1月13日、午後9時30分ごろ、市道東町～西牟田線において、火災現場に出動した消防団員が消防車を市道内にある地下消火栓に近づけようと後進中に、市道脇に停車をされていた自家用車の左側後部に接触をし、車両を破損させ、あわせて運転手の方に通院加療を要する損害を与えたものでございます。

車両破損部分につきましては、3月5日の議会におきまして、専決処分事項の報告をいたしておりましたが、今回、運転手の方の通院加療が終了いたしました。これによりまして、平成24年7月27日に示談が成立し、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、専決処分をいたし、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をいたすものでございます。

なお、相手方の損害賠償金額は、全て全国市有物件災害共済会の保険金で補填をいたしております。

消防車の運転につきましては、常日ごろから消防団幹部会などの機会を通じまして安全運転の徹底を図っておりまして、今後ともそのようにしてまいりたいと考えております。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。1点だけお尋ねします。

全協でもいろいろ協議はありましたが、ちょっと確認をしておきたいと思いますので、お尋ねをしますが、いざ火災発生ということになりますと、現場に行きますと、多くの人たちが火災現場にいらっしゃるわけですが、このことでお尋ねをしたいと思いますのは、消防自動車を運転する人、消火に当たる人、その人たちは特に技術的に運転もちゃんとされた人ではありますが、やっぱり急いでいるとか、いろんなことで注意が十分でなくなることもあると思います。それと同時に、私は周辺の交通整理その他、現場の整理をする人たちの配置というのがそういう現場で特別になされているのか。そして、今、行きますと、警察の方とかいろんな方がいらっしゃいますし、一般の方がボランティア的に整理をされている方もありますが、その辺の体制もちゃんと組まれているのかどうか、まずその辺お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議員お尋ねの件に関しましてお答えいたしたいと思いますが、やっぱり火災現場でありますので、今、議員がおっしゃりますように、不特定の方が心配をされまして集まって見えます。そういう中で、市道、県道、大きな道路につきましては、基本的には警察のほうで交通規制なり、そのようなことをやっていただくというようなことで、今もそういうことでやっていただいております。今回の事故に関しましては、やっぱりあってはならないことではありましようけれども、やはり人間でございますので、不注意というものもあるかということでもありますけれども、基本的には、消防団の皆さんについても常日ごろからそういう後方確認とかの訓練はいたしているということで、今後はこういうことがないように、さらに徹底を図っていききたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

消防団員としての責任を問うているんじゃないですよ。周辺の道路の交通整理その他、そこに集まった人たちの整理をする人たちをやっぱりちゃんと配置する体制をとっておかんと、例えば、消防団の方たちでやる方もあると思いますが、特に今、消防団の人たちは消火に当たることでやっとうぐらいの人数でいらっしゃっているわけですから、なかなかその辺の整理まで回らないという面もあると思うんですよ。ですから、私はそういうときに周りの周辺整理をすることについての体制をやっぱりちゃんとしておくべきじゃないかと。そのときに集まった人でこうこうじゃなくて、ある程度、責任ある配置をつくれるような体制をとっておくべきじゃないかと。それができているのかどうか、その点をお尋ねしているんですよ。消防団の人はもちろん一生懸命されていますよね。その不注意を問うているのではございませんので。その辺について。

○議長（中西裕司君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

組織的にと申しますと、先ほど申しましたように、警察と消防、それから消防署との連携という形での整理はできておると考えております。ただ、それ以外につきまして、やっぱり小さな路地とかなんとかにたくさんの車が入り込む、これがあるわけであります。そのあたりを、基本的には、先ほど言いました警察、消防団、それから消防署との連携の中で整理はしているつもりでありますけれども、どうしてもその中に錯綜してしまうという部分はあろうかと思います。

私どもも全て100%完璧に交通整理もできていますよということはいえないのかな、やっぱりいろいろ先ほど議員御指摘の面もあったと思いますけれども、そういうことだとは思

ますけれども、今後につきましては、いろいろな反省点もあろうかと思しますので、そのあたりについては、また消防団内部の中でいろいろお話をしながら、今も話をさせていただいておりますけれども、さらに議論を深めていきたいなと考えているところでございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

終わりにしますが、この日の現場も非常にもう驚くように多くの人が集まりましたよね。救急車が来たときも、なかなか対応しにくい状況があったと思います。これは、そこに集まってくるみんなも意識しなくちゃいけないことだと思いますが、その辺について、今後、ぜひこういうことのないように、幸い、人身事故じゃなかった——けがはなさったと思いますがね、そういうことじゃなくて、まあまあというところですが、そういうことだって起こり得ますので、ぜひそういう体制も整えるということで今後進めていただくことをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第8号は終わります。

日程第2 報告第9号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第2．報告第9号 平成23年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

議案書と別冊、平成23年度鹿島市土地開発公社決算書により説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

報告第9号 平成23年度鹿島市土地開発公社決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成23年度鹿島市土地開発公社決算を別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、別冊の決算書で御説明いたします。

決算書の1ページをお開きください。

平成23年度の事業報告でございますが、昨年度は、公有地の取得及び処分は実施いたしておりません。理事会の開催状況、監査の状況につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2 ページは、平成23年度末現在の役員構成でございます。事務局は財政課が行っております。

3 ページのほうをお願いします。

まず、収入について御説明いたします。

事業外収入の利息収入として、予算額97千円に対し、決算額97,393円となっております。予算対比393円の増となっております。

4 ページのほうをお願いします。このページは、支出の決算となっております。

合計97千円の予算に対し、14,630円の決算で、支出の内容といたしましては、備考欄に記載いたしておりますように、監査時の費用弁償、九州地区土地開発公社連絡協議会負担金及びその振込手数料となっております。

5 ページのほうをお願いします。損益計算書でございます。

3 項目めの販売費及び一般管理費、事業損失14,362円は、前ページで説明いたしました支出決算額14,630円から消費税268円を差し引いた金額がここに計上されております。

4 項目めの事業外収益、受取利息は97,393円、これは預金の利息収入でございます。

次の事業外費用、雑損失の268円は消費税でございます。

経常利益、当期純利益は、収入合計から支出合計を差し引いた82,763円となり、この利益は平成24年度へ繰り越し、準備金として整理いたしております。

6 ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として、資産合計36,472,961円を市内金融機関へ預金として補完いたしております。

負債の部についてはございません。

資本の部の基本金、基本財産は定款に規定されます1,500千円でございます。

準備金は、平成22年度から前期繰越準備金が34,890,198円、当期純利益が82,763円、準備金合計が34,972,961円となっております。

資本合計、負債資本合計は、基本財産の1,500千円を加えた36,472,961円となっております。

7 ページのほうをお願いします。

準備金計算書でございます。

8 ページ、9 ページにつきましては、決算監査意見書の写しでございます。

10ページは、附属資料として、基本金明細書となっております。

11ページは、現金残高表となっております。

なお、平成23年度決算につきましては、去る7月23日、土地開発公社の理事会で認定を受けているところでございます。

以上で報告第9号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第9号は終わります。

日程第3 報告第10号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第3．報告第10号 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更についてであります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

それでは、議案書と別冊、平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更により説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

議案書の3ページをお願いいたします。

報告第10号 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、別冊、平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更で御説明いたします。

報告書の1ページをお願いします。

今回の事業計画変更は、佐賀県から鹿島警察署建設用地取得事業委託を受けたことによるものでございます。

1．公有地取得事業は、鹿島警察署建設用地取得事業で、まだ面積が確定しておりません関係から、補正後の面積を1平方メートル、事業費を5,407千円を出しております。

2．公有地売却事業は、同じく鹿島警察署建設用地売却事業で、面積1平方メートル、事業費5,569千円といたしております。

取得事業と売却事業費の差額162千円は、公社の手数料、収益となります。

2ページをお願いします。

平成24年度鹿島市土地開発公社収入支出補正予算（第1号）でございますが、第2条、収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ11,235千円と定めております。

第3条、長期借入金の限度額は5,600千円増額し、補正後の額を5,600千円といたしております。

3ページのほうをお願いします。

3ページ、4ページは、今回の補正の総括表となります。詳細については、後ほど御説明申し上げます。

5 ページのほうをお願いします。

この表は、資金計画の補正の表となります。

6 ページをごらんください。

2 款．事業収入、1 項．土地売却収入は5,569千円増額し、補正後の額を5,569千円といたしております。これは鹿島警察署建設用地の売却収入でございます。

3 款．借入金、1 項．借入金は5,600千円増額し、補正後の額を5,600千円といたしております。これは資金調達のための借入金でございまして、鹿島市土地開発基金から借り入れるものでございます。

以上の結果、収入では11,169千円増額いたしまして、補正後の額を11,235千円といたしております。

7 ページをお願いします。

支出でございますが、1 款．管理費は1 項．一般管理費、1 目．経費で94千円増額し、補正後の額を160千円といたしております。

補正の内容は、会計処理等研修会の参加旅費及び負担金でございます。

同じく2 項．事業管理費、1 目．経費は用地取得に必要な用地測量、建物調査、不動産鑑定委託料などで5,400千円計上いたしております。

8 ページをお願いします。

2 款．事業費、1 項．土地取得費、1 目．土地取得費は、用地取得費、補償費の科目存置で2 千円増額いたしております。今後、不動産鑑定や建物等補償調査の結果、額が算定され次第、後日、補正をお願いするものでございます。

2 項．事業支払利息、1 目．事業支払利息は、借入金の利息でありまして、5 千円を増額いたしております。

3 款．借入償還金、1 項1 目．借入償還金は、借入金の償還金5,600千円を増額いたしております。

4 款．事業外支出、1 項．支払利息、2 項．雑費はそれぞれ費目存置であります。

5 款．予備費は65千円増額し、全体を調整するものでございます。

6 款．繰越金は費目存置であります。

なお、この事業計画変更は、去る6月26日に開催いたしました鹿島市土地開発公社理事会で議決をいただいております。

以上で報告第10号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番です。ちょっと私は十分わかりませんので、お尋ねをしますが、1 ページ目ですね、

売却事業の面積がまだわからないから、1平米ということで上げられております。事業費として5,569千円ということですが、ということになりますと、面積が確定しますと、事業費はそれにあわせてもっと増額するということで理解していいわけですね。じゃ、1平米当たりの単価が5,569千円ということじゃないでしょう。（発言する者あり）それはどういう、基準を教えてください。

○議長（中西裕司君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

面積に関する1平米は、まだ面積及び取得金額が確定しておりませんので、仮置き of 1平米ということで御理解願いたいと思います。

事業費の5,400千円相当につきましては、用地を取得する前の建物補償費でありますとか、用地測量でありますとか、土地の鑑定評価代等の経費でございます。あくまで取得に係る前段の費用と御理解いただけたらよろしいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、もう1点お尋ねします。

売却を予定されているところは、既に市有地なのか、それとも民有地を公社が買い上げて対応するのか、お尋ねします。

○議長（中西裕司君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

今回取得します用地は、あくまで民有地を一旦鹿島市土地開発公社が取得し、その後、佐賀県のほうへ警察用地としてまた売却するものでございます。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第10号は終わります。

ただいまから副議長と交代いたします。（議長、副議長と交代）

○副議長（橋川宏彰君）

この際、お諮りいたします。

本日、中西裕司議長の辞職願が提出されましたので、日程に追加し、議題といたします。
お諮りします。中西裕司議長の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

異議なしと認めます。よって、中西裕司議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前11時10分 再開

○副議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第4 議案第38号

○副議長（橋川宏彰君）

次に、日程第4．議案第38号 平成23年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

おはようございます。それでは、議案第38号 平成23年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明いたします。

議案書は4ページから5ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、地方分権改革推進計画に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における資本制度が見直され、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公営企業法の一部が改正されたところであります。

今回の法の改正の主な内容でございますが、剰余金の処分について、法定積立義務が廃止され、議会の議決による処分が可能となった内容でございます。

これまで剰余金の処分については、鹿島市水道事業会計の決算認定の中で積み立てを義務づけられた法定積み立てを行い、決算認定に付してきたところでございますが、今回、地方公営企業法の一部改正に伴い、決算に伴う剰余金の処分について、地方公営企業法で要求されます積立金と認定を受ける決算内容との整合性をとる必要性があることから剰余金の処分とあわせ、決算認定を同一議案として提案をいたすものでございます。

なお、この剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、あわせて決算認定については、同法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、議案書の5ページをごらんください。

平成23年度鹿島市水道事業会計剰余金処分について御説明いたします。

平成23年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございます。剰余金の処分につきましては、先ほど申し上げましたが、これまで決算が確定して法定積み立てを行い、決算認定に付してきたところでございます。

今回の法の一部改正に伴い、積み立てを義務づけた法定積み立てが廃止されましたが、当年度未処分利益剰余金102,430,123円は財政基盤の確立のため、全額を減債積立金に積み立てることといたしております。よって、翌年度への繰越利益剰余金はありません。

次に、平成23年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

別冊のその2、平成23年度鹿島市水道事業会計決算書で御説明いたします。

決算書の1ページ、2ページをごらんください。

平成23年度鹿島市水道事業決算報告書であります。この報告は、予算額、決算額とも消費税込みで記載をしております。

収益的収入でございます。

第1款、事業収益は予算額540,785千円に対し、決算額は546,940,873円で、前年度より9,666,408円の減少であります。これは、営業収益が538,255,193円で、前年度より6,825,634円減少するとともに、営業外収益の雑収益が減少したことによるものです。

次に、収益的支出について申し上げます。

第1款、事業費は予算額464,220千円に対し、決算額は441,211,730円で、前年度より11,112,677円の減少であります。

営業費用は、人件費が減少したことにより、前年度より5,173,854円の減の327,907,689円であります。

営業外費用も企業債利息が前年度より5,097,558円減少し、113,304,041円であります。

この結果、事業収益から事業費を差し引き、仮受消費税、仮払消費税、消費税納付額、消費税端数処理額を加減いたしますと、5ページの損益計算書に記載のとおり、当年度純利益は102,430,123円となったところであります。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入は、予算額80,804千円に対し、決算額は61,196,500円で、前年度より634千円の増加であります。これは、主な要因としては、公営企業債の借入れが増加したことによるものです。

資本的支出は、予算額348,125千円に対し、決算額は312,934,793円で、前年度より23,429,135円の増加であります。これは、主な要因としまして、企業債償還金が増加したものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額251,738,293円は、決算書の19ページにも説明しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,101,610円、当年度分損益勘定留保資金198,228,870円及び減債積立金50,407,813円で補填をいたしております。

次に、5ページをごらんください。

平成23年度鹿島市水道事業損益計算書であります。この計算書は、消費税を除いた額で記載しております。

営業収益は513,124,270円、前年度比1.2%の減で、うち給水収益は502,124,359円であります。

営業費用は324,796,772円で、前年度比1.6%の減で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は188,327,498円であります。

営業外収益は8,685,764円で、前年度より2,805,391円の減であります。これは先ほど申し上げましたとおり、雑収益の減少によるものです。

営業外費用は94,583,139円で、前年度より5,010,802円の減であります。

営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた今年度の経常利益は102,430,123円となりました。

次に、6ページをごらんください。

平成23年度鹿島市水道事業剰余金計算書であります。

利益剰余金の部で、減産積立金は、前年度末残高309,099,707円に前年度の減債積立金101,382,913円を繰り入れ、先ほど申し上げました資本的収支の不足額50,407,813円を処分した結果、当年度末残高は360,074,807円になりました。

建設改良積立金は増減がなく、当年度末残高は135,612,699円であります。

未処分利益剰余金は、前年度純利益101,382,913円を減債積立金として処分いたしましたので、当年度純利益の102,430,123円であります。

よって、利益剰余金は、積立金合計の495,687,506円と未処分利益剰余金102,430,123円の合計となり、598,117,629円であります。

次に、資本剰余金の部で、工事負担金は発生額がなく、当年度末の残高は166,828,783円であります。

工事負担金は、給水装置工事申請時にメーターの新設に対し負担金をいただくもので、当年度発生額はメーターの79戸分の2,730千円で、当年度末残高は228,611,836円であります。

7ページをごらんください。

工事補償金は、当年度発生額は4,572千円で、公共下水道事業、また国道207号道路改良事業等に伴う配水管布設替工事に対する工事補償金で、当年度末残高は459,195,353円であります。

他会計負担金は、当年度発生額は47千円で、消火栓設置後の舗装復旧に対して、一般会計から負担金としていただいております。当年度末残高は126,892,065円であります。

受贈財産評価額は、住宅造成後、水道管維持のため、配水管として無償で譲り受けたもので、発生額1,682千円で、当年度末残高は82,006,099円であります。

国庫補助金は発生額がなく、当年度末残高は1,559,099,214円であります。

他会計補助金は発生額がなく、当年度末残高は1,042千円であります。

よって、翌年度への繰越資本剰余金は2,623,675,350円であります。

8ページをごらんください。

平成23年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書であります。

剰余金処分計算につきましては、先ほど説明いたしましたので、省略をいたします。

9ページをごらんください。

平成23年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明いたします。

資産の部で、固定資産は有形固定資産合計で7,515,250,261円であります。無形固定資産合計は1,141,600円で、有形、無形を合わせた固定資産合計は7,516,391,861円であります。

なお、固定資産の明細につきましては、29ページから30ページの固定資産明細書に記載しております。

次に、流動資産であります。現金預金は630,839,458円で、内訳は18ページの資金収支表に記載しております。

未収金は25,333,639円ありますが、これの主なもの、現年度、過年度の水道料金及び他会計負担金であります。

これに貯蔵品、その他流動資産を加えた流動資産合計は656,833,757円あります。

繰延勘定はございません。

よって、貸借対照表の借方である固定資産合計と流動資産合計を合わせた資産合計は8,173,225,618円あります。

次に、貸方の御説明をいたします。

10ページをごらんください。

負債の部でございます。

固定負債は、前年度末残高9,993,329円でありましたが、平成23年度は収益的支出から2,000千円を支出し、1名の退職者に対する退職給与金を支払い、残額83,993円を積み立てたことで、固定負債合計は10,077,322円となっております。

流動負債の未払金は27,731,947円で、主なものは工期が3月末の請負工事5件、3月分の動力費及び消費税納付額等であります。

また、未払費用は319,125円で、3月分、宿日直業務委託料225,500円と3月分毎日水質検査業務委託料93,625円で、4月の支払い分であります。

その他流動負債は、預かり下水道使用料等で、流動負債の合計は48,638,806円、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は58,716,128円であります。

次に、資本の部について御説明いたします。

資本金のうち、自己資本金は1,492,733,768円で、前年度より50,618,813円増加しましたが、これは減債積立金50,407,813円と他会計出資金211千円を振りかえたものであります。

借入資本金は企業債であります。前年度末残高は3,582,777,469円でありますが、23年度借り入れの企業債が53,500千円、償還金が236,294,726円で、本年度末残高は3,399,982,743円であります。

剰余金は先ほど説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

よって、資本合計は8,114,509,490円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は8,173,225,618円となり、9ページの資産合計と一致をいたしているところであります。

次に、決算附属書類について御説明いたします。

11ページ、12ページをごらんください。

ここは平成23年度鹿島市水道事業報告書で事業概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

13ページをごらんください。

ここには議会の議決事項、起債協議、職員に関する事項を記載しております。

14ページをごらんください。

工事の概要で、3,000千円以上の工事を記載しております。新設工事3件、改良工事3件でございます。

15ページ、16ページをごらんください。

業務であります。配給水状況のうち、給水人口は2万7,311人で、前年度より71人減少し、給水戸数は9,383戸で、前年度より3戸増加をいたしております。

年間配水量は310万5,203立方メートルで、前年度より1.0%、3万579立方メートル減少、有収水量は246万2,426立方メートルで、前年度より1.1%、2万7,597立方メートル減少いたしました。この結果、有収率は79.3%となり、前年度より0.1ポイント減少となっております。

受託修繕工事及び給水装置工事につきましては、前年度より55件減少し、283件となっております。

事業収入及び事業費に関する事項は、消費税抜きで記載しております。

事業収入は5,210,810,034円で、前年度より9,287,083円の減、うち給水収益は502,124,359円で、前年度より6,426,899円の減となっております。

給水量、1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価につきましては203円91銭で、前年度より33円減少をいたしております。

16ページをごらんください。

一方、営業費用は、前年度より5,316,291円減の324,796,772円、営業外費用は5,018,002円の減の94,583,139円となり、この結果、事業費は419,379,911円となっております。また、給水原価は170円25銭で、前年度より2円15銭減少をいたしております。

17ページをごらんください。

契約金が10,000千円以上の工事は2件でございます。

企業債は53,500千円の借り入れで、機械・電気・計装設備等更新事業23,000千円、配水設備整備事業30,500千円でございます。

18ページをごらんください。

その他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費ですが、職員給与費は、予算額60,950千円に対し、決算額は59,721,556円、交際費は決算額ゼロ円であります。

棚卸資産購入限度額に対する決算額は、購入限度額9,036千円に対し、決算額は4,161,660円であります。これはメーターの購入費であります。

資金収支表は、受入資金、支払資金の状況であります。これは現金の動きをあらわしたもので、差し引き630,839,458円は、9ページ、流動資産の現金預金であります。

19ページをごらんください。

平成23年度補填財源の説明であります。これは3ページで御説明いたしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額251,738,293円の補填明細書でございます。

20ページをごらんください。

不課税収入明細書であります。地方公共団体の企業会計において、補助金や出資金等の特定収入を得ている場合は、消費税及び地方消費税の申告時に仕入れ控除税額が調整されます。そのために、特定収入の用途について記載をしております。

次に、21ページから25ページは収益費用明細書、26ページから28ページは資本的収支明細書であります。

29ページから30ページをごらんください。

ここは固定資産明細書で、9ページの貸借対照表で説明いたしましたとおり、有形、無形固定資産の明細書を記載いたしております。

31ページから36ページは、企業債明細書でございます。

37ページをごらんください。

ここは6月の定例会で報告いたしました、平成23年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書でございます。

以上で平成23年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

それでは、質疑に入ります。16番中西裕司君。

○16番（中西裕司君）

御質問を申し上げたいと思います。一議員として今後頑張ってまいりますので、皆様の御指導をいただきたいというふうに御希望を申し上げておきたいと思います。

それでは、質問をいたします。

今回、利益処分のある方と決算認定という形で、両方が一つになった形で議案を提出されておられます。私は、今回の公営企業法の一部改正については、実はこのように私は理解しております。

処分案については、これは今までは決算認定の中に入っていたと。だから、一つでいいのかな。ただ、今回の一部改正については、利益処分のことについては議会の議決を経なさいということになっていると思うんですね。今までの決算認定は、議会に提出され、認定するかどうかということを出すと、議案ですと。例えば、議案で認定を否決しても、認定そのものの効果といいますかね、法律的な効果は何ら変わらないというふうに思って、今まで考えておりました。

そのようなことで、私は、この利益処分の議会の議決というものと決算認定の業務というのとは相反するものが今回一緒に、一つのものになっているのではないかなあと。並びにとかですね、そういう形になっているのではないかなと思っております。本来ならば、これは分離をして、議決は議決、決算認定は認定という作業を両方すべきだったのではないかなというふうに思っております。

そういう観点から、まず確認の意味で、私がさっき言ったように、認定の議決が否か了かというときに、例えば、認定を否決された場合に、そのまま認定の効果は僕は変わらないというふうに思っているんですが、その点についてまずちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

今の御質問は、剰余金の処分と決算認定を同一議案とする理由ということで理解しておりますが、先ほど説明申し上げましたけれども、決算の認定を受ける決算書の内容は、地方公営企業法で要求されます利益の処分と整合性をとる必要があることから、また総務省から示されました行政実例によりますと、利益処分に関して決算の認定とあわせて、利益の処分の議決を得ることは差し支えないということを示されておまして、こういう理由から、鹿島市水道事業としましては、利益の処分については決算認定とあわせて同一議案として提案い

たす理由でございます。（「いやいや、認定の効果について僕は聞いているんだから、それについて説明しなくちゃ」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋川宏彰君）

16番中西裕司君。

○16番（中西裕司君）

いや、課長、答えるのはいいんだけど、総務省の意見もわかる、それは全協なりいろんな形で、わざわざ議運にお出かけいただいて、今回、議案を一つにまとめますよと、市長の演告にもそのように書いてあるから、それはわかると。ただ、僕が聞いているのは、その前に、いわゆる認定という法律的な効果はどうなんですかということをお聞きしているのです、それについて、要するに具体的に言えば、認定をしなかった場合は、じゃあ利益処分についても否決になるんですかということをお聞きしているから、認定という法律的な効果はどうなるんですかとお聞きしているんですから、それにまず答えなきゃいけない。

○副議長（橋川宏彰君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

利益処分について、例えば、仮に否決されたということになりますと、再度、利益処分について議会のほうにお諮りするような形になろうかと思えます。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

16番中西裕司君。

○16番（中西裕司君）

いや、まずもって、私の質問とかみ合っていない。これは誰に聞けばいいんですかね。こういう法令的なことを庁内で一番議論されるのはどこですかね。担当は総務課の法令担当かなんかいらっしゃるんですかね。課長でもいいんですかね。どういう形に考えておられますか。説明いただきたいと思えます。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

御質問の決算の認定についての、例えば、否決された場合の効力ということでありましょうけれども、それは議会の御意思としての否決ということでありましょうけれども、最終的には、この決算については有効であるという見解になっております。

○副議長（橋川宏彰君）

16番中西裕司君。

○16番（中西裕司君）

だから、取り扱いというのは総務部長が言われたとおりなんですよ。一生懸命議会では提言されて、決算のためのいろんな業務をしていきますが、結局それで議会がノーと言っても、それはそっくりそのまま認定としての効果については何ら変わらないということですよ。それが今までの業務だったということなんですよ。それが一つあります。

もう1つは、だから、さっき言ったように、今回、改正によって利益処分をどうするかということがあった。これは公営企業法の、いわゆる私が考えれば、普通の株式会社なり、そういうものと同等な考え方になられたのかなと。だから、改正をして、利益処分については、自由な処分ができるけれども、議会の議決を経てくださいよというのが今回の改正の趣旨ではないのかなあというふうに思います。

その取り扱いについて、今、総務省の何かそういう指導があるみたいなことを言うけれども、それはそれ、そういうこともいいですよということなんだけれども、私が言うのは、利益処分の議決というのは、やはり単独で出して、そして先ほど言われたように、認定というのは、あくまでも否決しようが認定になるわけですから、認定の効果は変わらないということですから、そのようにすべきじゃないかなあというふうに思っているんですが、今回の処分の利益の——今回、非常に丁寧なことはわかっているんですよ。皆さんの出された議案についても、その1、その2ということで、まず利益処分案について説明をして、そして決算認定の説明をされたというのが今の水道課長の説明ですから、そういうふうに区別をして、はっきり物事がわかりやすくしていただいているというのはわかるんです。わかるんですよ。ただ、そのときに、今回の議案は一つになっておりますから、違う性格のものを一つにしていいのかどうかというのを僕は疑問に思っているわけですね。

だから、できれば一つの議案として、処分案として出していただく。決算認定は認定として出していただく。あるいは、利益処分についての条例化をする中でしていただければ、もっと市民にとってもわかりやすくなるというふうに私は思っておるわけですね。

だから、その点について、これは取り扱いの問題だからというふうなことなんですけれども、監査役としては、今回、一緒くたにするといいますかね、別々なやつを一つにするということなんですけれども、何ら監査の関係では実務的には特別に何も——ありましたでしょうか、なかったでしょうか、ちょっとお聞きしましょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

植松代表監査委員。

○監査委員（植松治彦君）

結論から申しますと、別に差しさわりはなかったということになると思いますが、中西議員のお尋ねのことについてどうであるかというのは、監査委員の仕事としての範疇は越えておりますので、そのことについてはお答えするというか、発言するあれはありませんので、

御了承をお願いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

少し、正直言って、企業会計のことについて、あんまりお詳しくない方がおられて、何の議論ばしよっとやろうかと思われるといけませんので、補足をしながら解説したいと思います。

まず、2つを理解していただかないといけないと思うんですよ。

1つは、今回、地方公営企業法の改正がありました。その改正のねらいは何だったかというと、従来はきちっとしたルールをもう決めてしまって、処分はかなり自由にできないという仕組みになっておりましたですね。これはさっき議員おっしゃったとおりなんです。今回は、地方分権の一環という、ちょっとコアな話ではないんですけども、公営企業をやっているところで利益が出た場合には、その処分に少し自由度を持たせようという改正がございまして、自分たちの本当に必要な金を少しずつほかのところに、従来と違ったところに使っていいよと。ただし、お話がありましたように、ちゃんと議会の議決が要りますよねという規定が盛り込まれたと、これはおっしゃるとおりなんですよね。

そこで、おっしゃるとおりに、利益の処分案は別の条文になっているんですよ。公営企業法でいうと第32条、それから決算の部分は第30条ですかね。何でわざわざ別になっているかというと、本来ならば、おっしゃるように別々の議論があってしかるべきだというのは成立すると思います。僕らも最初に別の議案のほうがいいんじゃないかろうかということは検討したんですよ。ただ、鹿島の場合は、一転、条例がまだないんですよ。したがって、議会の議決でお願いをしよう。議会の議決をする場合に、先ほど課長からる御説明しましたのでわかりだと思いますが、剰余金の処分を全て、丸々、分割しないで何に使うかじゃなくて、減債積立金にそのまま同額を積み立ててしまおうと。となると、もうごらんになってお気づきだと思いますが、同じ資料で実は御説明をできるということもありますよね。議会で御議論いただくときに、別の議案にしてわざわざ同じ説明をするよりも、丁寧に御説明をすれば、皆さん、ああ、2つのことが1つの資料の中に入っておるなということでわかっていただける、そういうことが1つ。

そこで、念のために総務省の考えを確認したわけです。そうしますと、2つの議案を一緒にまとめて審議をしてもらっても構わないという、そういう解釈が出ていますので、そういうことにしよう。だから、お話がございましたように、今から利益金の処分を積立金に幾ら、何に幾ら、何に幾らというふうに仮に使うことが起こってくるとすれば、それは条例をきちっと決める、あるいは個別の議案として、ちゃんと決算の結果としての認定と、それから生じてきた利益金を使うときは別の議論をすると、ある意味で当然だと思います、法律上、

別の条文になっていますから。今回は、さっき言いましたような幾つかの作業を経た上で、この手続で構わないだろうという判断をした上で提案をしていますので、御了解をいただきたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

16番中西裕司君。

○16番（中西裕司君）

市長から丁寧な御説明がありましたので、私自身もそういうふうに思っているわけですね。ただ、取り扱いについては、これはもう市長の専決でございますから、今回、このような形で出したよと。ただ、その手前の部分を今回、市長のほうからしっかり説明をしていただきましたので、我々議会も、あるいは市民の皆様も、やはり今回、ちょっと違うけれども、将来扱う。利益処分については、今後——今回は減債基金に一括して出されてあるけれども、本来は自由処分ということでございますから、いろんな議論があつて、そして処分が、案が決まってくる。今回、幸い1億幾らの利益が出ていますからあれですが、利益の出ない場合も、今までの水道会計であるわけでございますが、そのようなことで私も理解をいたします。

今後、市長もいみじくもいろんな場合を考えると、条例化の問題というようなことも御指摘もされましたので、執行部におかれては、今後の成り行きというのはおかしいけれども、制度的なものをやはりきちっとして、議会というものの議決の重みをしっかり捉えていただければなあというふうに思います。御希望を申し上げます。

終わります。

○副議長（橋川宏彰君）

ここで本議案は剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しておりますので、あくまで総括的な大綱質疑といたします。

午前中はこれにて休憩します。13時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○副議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。議案第38号の件でお尋ねをしますが、今回、剰余金の処分ということで出ておりますが、1億円ちょっとのお金が積み立てられるわけですが、これは市長にお尋ねをしたいと思いますが、私はかねがね水道料金の問題で、それぞれの使用量によって料金が決められていますが、少ない部分の料金をもっと小分けしながら払いやすい料金にすべきだという意見を申し上げてきました。今回、こういう形でお金があるわけですので、私はこうい

う形で来ますと、ぜひこれまで申し上げてきたことの実現を図っていただきたいと思うんですが、そういうことはできないのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

今、1億何がしの利益が出ているとお話がありました。これは23年度の損益計算の話ですね。貸借対照表をごらんになってください。実は、建設仮勘定といって、これはもう御承知の方が多いいと思いますけれども、中木庭ダムをつくったときに、いずれ返さんといかん金というのが残っているんですよ。その金を残すためには、膨大な金がかかります。瞬間的にもうかったからということじゃなくて、もうちょっと長期に見ていただくということで、貸借対照表をぜひごらんになってください。36億円の金が今仮勘定に残っておりますから、もしお話しのようにするとすれば、それをどうするかということを決めないといけないんですよ。これは21年にその取り扱いを決めんといかんかったんですけども、決めないでそのままになってきております。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かに23年度ではありますが、こういう形で、恐らくこれからもよっぽど何かない限り、そんなに変わったものじゃないと思うんですよ。

1つは、私が申し上げてきております分について実現するとすれば、どの程度かは別として、どれくらいのお金が必要かというのをこっちも計算をしておりますから具体的に言えませんが、これを全てつぎ込まんとできない問題じゃないわけなんですね。ですから、その辺については、あと決算の委員会もありますので、そのときに具体的にはお話をしていきたいと思いますが、そのために水道課のほうにお願いをしたいと思います。それぞれ使用量によって、小分けの料金がありますね。その段階別のどれくらいの世帯があつて、どれくらいの収入があつて、そしてどっちみちどの段階で滞納が多いのか、その辺についての資料を審議するまでに出していただきたいと思いますと思いますが、いいでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

松尾議員の質問の使用量につきましては、特別委員会までに資料を用意したいと思います。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

5 番角田一美君。

○5 番（角田一美君）

5 番の角田一美です。先ほど市長からちょっと答弁がありましたように、貸借対照表の 9 ページと 10 ページを見てみますと、中木庭ダムの建設のときの建設負担金として 3,669,000 千円ほど、それからずうっと建設仮勘定に計上され、それにかかわる、見合う分の国庫補助金が資本の部に 1,559,000 千円ほど計上されているわけですね。これが最近の公営企業法、会計制度の見直しで、みなし償却資産制度そのものがなくなったわけですが、この建設仮勘定と国庫補助金の差額、いわゆる 2,110,000 千円程度の分がダム建設のときにあれを水道事業に水を使うということで、市がその分の負担をしているわけですが、これをそのまま棚上げして、このまま資産勘定に上がったまま来ているわけですが、今後、このダムから水を使わないということになると、2,110,000 千円の鹿島市の無駄な投資ということになるわけですね。これが会計処理において、今後どういうふう to 処理していかれる方針なんでしょうか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

ダム使用関係の仮勘定の取り扱いについてでございますけれども、平成 23 年度の決算書の固定資産明細書に示しておりますけれども、建設仮勘定の総額につきましては 3,679,037,949 円と。

その内訳でございますけれども、ダム使用権関係の負担金でございますが、2,946,623,254 円、浄水場等の用地取得のお金でございますが、445,179,569 円、その他人件費、職員の給与費等でございますが、287,235,126 円というようなお金の内訳になっております。これをもとに現時点で中木庭ダム使用権、減価償却を算定しますと、ダム使用権帳簿原価ということで、ダム負担金は先ほど言いましたが、2,946,623,250 円から国庫補助金、税抜きでございますが、1,401,110,808 円を差し引きますと 1,545,122,446 円というふうな帳簿価格となります。1,545,122,446 円に減価償却率 0.019% を掛けますと、年額 29,364,736 円となってまいります。

この仮勘定を本勘定に移しますと、先ほどいいます年間 30,000 千円の減価償却費が生じてまいります。この場合 3 条収支、損益勘定のところの収支のところに入ることになりますけど、当然損益に影響すると、収益が落ち込むということになりまして、水道事業経営に大きな影響を与えるというふうなことになると思います。そして、減価償却費の増に加えて、

今後、計画している大規模な配水池の改修等の計画もございまして、起債償還に係る支払いにより著しい減少が予測されるというふうに考えておりまして、さらには、適用している見なし償却制度が廃止されれば、国庫補助金の控除がなくなり、控除額がなくなって、年間56,000千円ほどの償却額が出てまいるというふうになります。

ということで、これまでの結論でございますけれども、平成21年の2月に仮勘定の取り扱いについてということで庁議に諮って、建設ダムの水を利用しない状況においては、現在の水道使用者に負担を求めることは適当でないという理由から、仮勘定に据え置くということで現在に至っているという状況でございます。

それで、今後の方向性についてでございますけれども、現在、国、総務省のほうで、地方公営企業制度の会計基準の見直しが進められておりまして、その中の一つに、みなし償却制度の廃止というのがございまして、平成26年の4月1日施行で、全企業に適用をされるということになります。

そういうことからして、担当課としての考え方でございますけれども、担当課としましては、平成26年4月より全企業への適用、予算、決算となっておりますけれども、みなし償却制度の廃止前に、その猶予のうちに、25年度ぐらいにかけて本勘定へ移行したいというふうな考えでおります。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

5番角田一美君。

○5番（角田一美君）

企業会計の見直しが26年4月から本勘定のほうに整理していくということで、年間56,000千円程度の膨大な金額を償却しなくちゃならんことで、非常に今後の水道事業会計に、損益に非常に影響を及ぼしますので、そこら辺は非常に慎重に水道事業会計には当たっていただきたいというふうに思います。

詳細につきましては、また特別委員会の中で質問させていただきます。

○副議長（橋川宏彰君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。

ただいま審議中の議案第38号は、委員会条例第6条の規定により、剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村一堯君、稲富雅和君、勝屋弘貞君、竹下勇君、角田一美君、伊東茂君、松尾勝利君、松本末治君、光武学君、徳村博紀君、福井正君、橋爪敏君、松尾征子君、中西裕司君、以上14名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名を剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午後 1 時14分 休憩

午後 1 時29分 再開

○副議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に橋爪敏君、副委員長に福井正君、以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。議案39号から議案第50号の12議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号から議案第50号の12議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第 5 議案第39号、議案第48号～議案第49号

○副議長（橋川宏彰君）

次に、日程第5. 議案第39号 鹿島市立保育所みどり園の設置に関する条例を廃止する条例について、議案第48号 財産の譲与について、議案第49号 財産の無償貸付についての3議案は一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

それでは、私のほうから議案第39号 鹿島市立保育所みどり園の設置に関する条例を廃止

する条例について、関連議案であります議案第48号 財産の譲与について及び議案第49号 財産の無償貸付について一括して御説明申し上げます。

議案の説明の前に、これまでの経過等について説明いたします。

議案説明資料の2ページ、3ページをお開きください。

これまでの経過でございますが、市長が演告の中でも述べましたように、平成18年3月に行政の責務として可能な限り現在の行政サービス水準を確保しながら、財政基盤を維持強化し、足腰の強い行財政運営を実現することを目的とした鹿島市行財政改革大綱において、みどり園の民営化を打ち出されました。

みどり園の民営化の方針決定により、平成21年7月に市保育会園長会における市長からの説明を初め、みどり園の運営委員会、北鹿島地区区長会、みどり園保護者会及び議会全員協議会にて説明及び意見聴取を行ってきました。

この間、平成23年3月に策定されました第2次鹿島市行財政改革大綱においても、みどり園の民営化は平成25年度から実施する方針を示しております。

運営事業者の選定につきましては、みどり園の民営化の方針のもと、新たな運営事業者を選定するため、平成23年度に鹿島市立保育所みどり園運営事業者公募要領により公募いたしました。

鹿島市立保育所みどり園運営候補者選定委員会（委員7人）による審査を行った結果、社会福祉法人ことじ会（理事長：池田芳信 住所：鹿島市大字納富分655番地）を運営事業者として選定したところでございます。

選定後は、議会全員協議会を初め、みどり園運営委員会、みどり園保護者会及び北鹿島地区区長会にて公募結果及び運営事業者の内定の報告及び説明を行うとともに、運営事業者となる社会福祉法人ことじ会との間で平成24年7月に鹿島市立保育所みどり園の移管に伴う管理運営等に関する協定を締結したところでございます。

今後の予定といたしましては、保育士がかわることにより園児が戸惑わないように円滑に移行するため、平成24年10月からは移管先職員とみどり園職員による共同保育を予定しております。

また、平成24年11月中旬からは平成25年度保育所入所申し込みを受け付け、平成25年2月に入所決定を行い、平成25年4月1日から社会福祉法人ことじ会によるみどり園の運営を開始いたします。

園舎等につきましては、民営化に当たり、保育に係る園舎、設備等については譲与し、また、土地につきましては無償で貸し付けることとしたいと考えております。

みどり園の園舎は、平成23年度で24年を経過し、空調機器や床、外壁、屋根などの改修を行う必要があります。これにつきましては、譲与後、社会福祉法人ことじ会がこの改修を行うこととして、改修に係る費用については、国及び市の補助制度により補助を行う予定とし

ております

経過等につきましては以上のとおりでございます。

それでは、議案の説明をいたします。

議案書 6 ページをお開きください。

議案第39号 鹿島市立保育所みどり園の設置に関する条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

まず、この条例の提案理由でございますが、鹿島市立保育所みどり園の民営化に伴い、鹿島市立保育所みどり園の設置に関する条例を廃止したいので、提出するものでございます。

7 ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する予定でございます。

また、鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の別表第 1 の中の市立保育所嘱託医、年156,800円及び市立保育所嘱託歯科医、年54,900円を削り、みどり園運営委員会委員報酬 1 日 5 千円を削るものでございます。

次に、議案書21ページをお開きください。

議案第48号 財産の譲与につきましては、地方自治法第96条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、鹿島市立保育所みどり園の民営化に伴い、運営事業者となる社会福祉法人ことじ会に建物、建物の附属物及び建物に備わる物品を譲与したいので、この案を提出するものでございます。

内容は、1. 譲与財産、(1)建物、所在 鹿島市大字中村1837番地 2、用途 保育所、構造 木造平家建て、面積 732.67平方メートル、建築年 昭和63年。

(2)建物の付属物は、建物に付随する冷暖房設備、換気設備、厨房その他の設備。

(3)物品は、建物に備わる机、椅子、厨房器具その他の物品及び建物の所在地にある遊具。

譲与の相手方は、鹿島市大字納富分655番地、社会福祉法人ことじ会、理事長 池田芳信。

譲与年月日は、平成25年 4 月 1 日を予定しております。

次に、23ページをお開きください。

議案第49号 財産の無償貸付につきましても、地方自治法第96条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、鹿島市立保育所みどり園の民営化に伴い、運営事業者となる社会福祉法人ことじ会に土地を無償で貸し付けたいので、この案を提出するものでございます。

内容は、1. 財産（土地）の表示、(1)所在 鹿島市大字中村1837番地 2、地目 宅地、面積 2,132.25平方メートル。

(2)所在 鹿島市大字中村1837番地13、地目 宅地、面積 773.44平方メートル。

2. 貸付の相手方、鹿島市大字納富分655番地、社会福祉法人ことじ会、理事長 池田芳信。

3. 貸付の期間、平成25年4月1日から5年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○副議長（橋川宏彰君）

一括して質疑に入ります。16番中西裕司君。

○16番（中西裕司君）

質問をいたします。

今回、同園について職員の異動とかいうことも含めて、新しい職員と今までの職員が共同して、そういう中で子供に対して影響がないような形で異動していくというお話がありました。

条例の廃止案そのものは、建物とか、そういうもののことでございますが、私が今回廃止に伴って気がつくこと、前回も説明があったかと思いますが、いわゆる市の職員ですね、専門職である保育士の免許を持っておられる方の処遇でございますけれども、この職員の方の異動その他についてどのような形で移っていくのか、それをちょっと一言お願いしたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。

処遇については、人事のことですので総務に関係するかと思いますが、私たちの所管の職員のことですので、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

実はこの話が来ましてから、職員の研修、これは保育士でございますが、一般職でございます。そういうことから、一般職として本庁のほうで仕事ができるような研修、これは昨年度から実施をしております。昨年度は2度、1人の職員が2回ずつ、2日、2日だったと思いますが、4日間でした。そのくらいでは研修といっても少な過ぎるんじゃないかということで、今年度からは1週間とか2週間、そのような研修を2回ということをお願いをしております。

それで、今、実はきょうも1名はこちらのほうで勤務しておりますが、そういうふうな体制については準備をしているところでございます。

○副議長（橋川宏彰君）

16番中西裕司君。

○16番（中西裕司君）

職員の皆さんが一般職として採用されて、みどり園に赴任されると。その資格としては、保育士の免許は必ず必要だろうというようなことで理解をしています。また今回、人の生き

方といたしますか、職員の生き方といたしますかね、あるいは生きがい、そういうものに対して、僕は今回どのような形で異動といたしますかね、一般職のほうに異動されるのかなというので気になっているわけですね。

いわゆる今、研修をされている。希望者もいる。やめられる方はいないと思いますが、それはちょっと後で確認しますけどね。そういうことで今、職員研修をされて、一般職になじむような形の研修をされていると思いますね。それはそれで本人の希望ですからいいんですが、私としてはせっかくの人材をどう生かすかということもあわせて考えるべきじゃないかなというふうに思っています。

というのは、今回、一般質問等においてもさまざまな意見が出てくると思います。稲富議員が前回、子供広場の問題で保育士を常駐したような、そういう施設が今後考えられるんじゃないかというようなお話もされたことがあると思います。それについては、長岡のほうはそういうことで今実施されておりますが、鹿島市においても今後の子育て支援の中にはそういう専門職を持っている方の活用が僕は必要だと思うんですよ、一般職に戻ってもその部署によっては。そういう方の何ですかね、せっかくの専門職、あるいは生きがい、そういうものを大切にさせていただいて、今回の一般職への登用といたしますか、活用といたしますか、そういうものをしていただきたいというふうに思いますが、その点については希望調査なり、それぞれされたのでございますでしょうけど、どういうふうな結果かわかりませんが、私はそのように思うんですが、どのような体制づくりをされていますでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

みどり園の今現在おります職員の処遇についてという御質問でございますけれども、先ほど市民部長が申しましたように、まずは一般職として鹿島市の業務として十分にやっていたけるような形での、これは組合からでもそうでありましたし、御本人さんたちからの御希望もございまして、昨年からは地道な研修をとにかくやっております。

前期、今研修を終わりました、その反省点、それから、いろんな要望をいただきまして、総務課のほうでまた後期の研修をどのように組んでいくかという話をしております。そういうことで、こちらに来ていただいても十分にスムーズに仕事をしていただくような形でのサポート体制を十分とっていききたいと、そのように考えております。

それから、こちらに来られまして新たな業務について、今、議員御提案は多分今後拡充されるであろう子育て支援センターとか、そのあたりについての業務のことにかかわるものだという質問でございますけれども、このあたりにつきましては、また全体的な職員の人数の問題、それをどういうふうに適材適所で配置していくかという問題、いろいろございます。

ただ、そのあたりについては、まだ我々としましては、今後の計画として子育て支援セン

ターをどのように運営していくかという細かな制度設計がまだでき上がっておりませんので、そのあたりにつきましては、今後の担当部署とも総務部としてどういう対応をしていったら一番スムーズにその組織が動いていくのかという観点の中で議論を深めていきたいと、そのように思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

16番中西裕司君。

○16番（中西裕司君）

そのようなことになっていくと思うんですね。

ただ、私が思うのは、やはり専門職というのは普通の一般職の、その人の能力がないとかそういうことじゃなくて、本来の生きがいというものが、仕事をするという意味合いでなかなか別の機会になっていくということは、非常にいろんな形でその方の御苦労も多いと思います。そういうのはなるべく軽減する形、あるいは人事において、あるいは先ほど言われました子育て支援センターを拡充する際には、そういう人たちの専門的な意見を聞く場を持つとかいうようなことで、従来の一般的な仕事以外にそういう問題があったときには専門的な意見を聞いていくとかいう形で、いわゆる活用をしていただきたいと、あるいは生きがいを持ていただくためのそういう対策も必要ではないのかなというふうに思っております。

ぜひ、これは一般質問その他で皆さんが提言されると思いますので、そういう場でも御答弁をいただいて、活用の方法を慎重に今後テーブルに上げてほしいというふうに御希望申し上げます。

終わります。

○副議長（橋川宏彰君）

ほかにありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されておりますみどり園の問題で質問をしていきたいと思います。

まず、私は鹿島市にただ一つありました公立の保育園みどり園の民営化については、当初からそのまま残すべきだという主張を続けてまいりましたし、そういう取り組みもやってきました。この間もいろんな場面で樋口市長とも意見を交換する場がありましたが、樋口市長に言わせますと、前の市政のときに決まっていたんだというようなね、確かにそういう方針も出されてきておりましたが、そういうお考えをおっしゃっておりました。

まず、お尋ねしますが、前の市政からこれはそういう方向で来たわけですが、市長としてこういう形で提案をされておりますので、こうすべきだと思いかと思いますが、もう一度ここで確認をしたいと思います。民営化についてどうなのか。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

誤解を受けないように言っておきますが、前の市長が決めたからやっているということではありませんで、これはおわかりのように、23年度に第2次の行財政改革でも同じような流れの中で決めたということでございますので、責任転嫁ということで御発言をいただいているとすれば、そういう意図は全くございません。

ただ、この効果が大変な財政的な余裕を生むということがはっきりいたしておりましたので、その財政的な余裕と、それから地域の意見、全体の行財政改革における位置づけ等々を勘案して、これはその方向でやるべきだと判断をもう一回し直したというふうに理解をしていただいて結構だと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今おっしゃいましたように財政的な問題が冒頭に来ているわけですが、そもそもこれは国の小泉改造改革の中の流れとして全国的にも取り組まれてきた問題ですし、特に小泉構造改革については、ほかの行政にしても本当に悪い方向に進んできたと言っても言い過ぎじゃないと思いますが、それを今ここで実施しようとしているわけですが、特に資料の中にも足腰の強い行財政運営を実現することを目的としたということがありますね。

先ほども財政的な余裕を云々ということがありましたが、民営化をすることによって、そのまま続けるのとどう財政的に違うのか、どのくらいの余裕が出るのか、その辺についてお答えください。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

ちょっと古い資料で申しわけないんですけども、平成20年度の決算で数字を出しております。全体の運営費が約103,000千円、歳入といたしまして、保育料が11,300千円、広域入所負担金というのがありまして、それが約7,500千円、職員給食費、特別保育補助金とか、る合計いたしますと約20,000千円程度になります。

それから、民営化した場合の一般財源の増減ですけれども、地方交付税の減が約23,000千円、支出分として新しい保育所に支出分が出てきますので、その分が14,000千円、それが約37,000千円程度になります。それを差し引きますと、財政的には約45,000千円程度の余裕が出てくるというふうな試算を行っております。

以上です。（「年間」と呼ぶ者あり）年間45,000千円程度の分が出てくるという試算をしております。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま単純に——単純、ごめんなさい。計算をされて、45,000千円程度の余裕が出るというふうなことでおっしゃったわけですが、数字的にはそうかも知れませんが、私は子供たちの問題について財政的な問題で比べていいのかどうか、その辺に非常に疑問を持つわけですね。

今、盛んに少子化対策など言われております。子供が非常に少ない。生まれてくる子供が少ないというようなことを言われておりますが、その要因はいろいろありますね。今日の様に職がないとか、また、あっても非常に収入が少ないとかいう中で子供が持てないとか、結婚できないとか、それから、やっぱり子育てをしていく状況として非常に悪い状況にあるというようなことで、子供が非常に少なくなっているというような状況があるわけですが、そういう少子化対策の面から見ても、私はこれからの鹿島市の宝で国の宝である子供たちを育てていくために、この45,000千円のお金を保育所の運営からひねり出さなくてはできなかったのかどうか。

じゃあ、全体的に見て、鹿島市でそういうお金をひねり出すところがないのかどうか。そういうのだって細かく検討していくことが必要だと思いますが、私は財政的な理由を口実にして民営化をするということにはどうしても納得がいかないということです。

それから、もう1点、次に参りますが、私はこの話が進む中で意見として申し上げたのは、地域の皆さん方に十分に説明をして、そして、地域の皆さんの意見も聞くべきだということを再三申し上げてきました。これは前市政のときから申し上げてきております。

きょう、この説明書の中には、みどり園運営委員会、児童委員、婦人代表、みどり園母の会、区長、学識経験者とか、いろいろこういう人も含めてでしょう、その地域の意見聴取を行ったということが書かれております。

ただ、私は特に立地されている北鹿島地区の皆さん方ともいろいろと今もお話をしておりますが、そういう皆さんの中から聞かれるのは、私たちの意見は言うところがなかったとか、どういう状況なのか全くわからない、いまだにそういう意見が出ております。

私は鹿島市全体もそうですが、地域の皆さん方にもっと十分な説明をして、意見の聴取をすべきだったと思いますが、そのことについて要求を出してきましたが、一部の人の意見しか聞かれていない。特に私も出たとよ、子も出たとよ、孫も出たとよ、そういう保育園がどがんかなろうとしよつとに、やっぱりどがんなるか知りたかくさん、意見も言いたかくさん、これは誰だってそうだと思いますよ。自分たちの母校がなくなるときだって本当に寂しい思いをするわけですけど、そういうのが全く今回聞かれてなかったんですが、そういう意見聴取については、ほんのいろんな代表の方だけの意見聴取に終わったと思いますが、そうだった

たのか。いや、そうじゃないと。地域で部落ごとに話をしましたよというようなことがあるのかどうか、あったらお答えください。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

松尾議員の問いにお答えいたしたいと思います。

北鹿島地区の区長会において、平成22年の7月から5回ほど説明をしております。その中では、区長さんのほうから区会のほうに諮っていただいたりとか、そういったことで意見聴取等をその5回の中では行っております。

さらに運営委員会のほうには、みどり園の運営委員会ですけれども、9回程度の説明、それと保護者会、主人公である子供たちの保護者においては6回程度の説明会を行っております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまのお答えでは、区長会などでは5回行ったと、保護者会などでも行ったということですが、私はその分だけじゃなくて、全体的に地域の皆さんの意見を聞き、説明をすべきだということを言ってきたんですよね。皆さんが育ててきたところなんですよ、地域でね。もちろん北鹿島だけじゃありませんよ。ほかの地域からもそこには行かれた方もたくさんあるわけで、非常に皆さんがそこを大事に思い、大事に育ててきたという条件があるんですよ。

そういうのに対して、ほんの手の届く一部でしか説明がなされなかった、意見聴取がされなかったということは、私は許せないと思うんですよ。もちろん、それぞれの区長さんによって地域で何らかの形で懇談をされたり、意見を聞かれたところもあると思いますが、それが一般的なものとなっていなかったということで、いまだにこれに対する不満があるわけですよ。事実まだありますよ、そういう不満がね。どがんなっとやろうかというようなね、そういうことです。

そういう面では、本当に全体のものとしてまだこの問題が考えられていないというのがあると思います。

次に進みます。

先ほど年間で45,000千円ほどの財源が浮いてくるということでしたが、まず、あとの譲渡の問題とかもありますから出てくると思いますが、今回受け渡すに当たって特別いろいろ手をつけなくてはいけなかった、金をかけなかった分があると思いますが——あるのかないの

かわかりません。どっかを修理するとか、何かを入れかえるとか、今のままおったらすぐにはせんでよかったものについても、この分はし直さんといかんやったとか、買いかえんといかんやったとか、手直しをせんといかんやったとかいうのがあると思いますが、その件について、例えば、今執行されている24年度の予算だけで考えてもいいですが、どれくらいかの余分なお金が出るんでしょうか。

わかりますか、意味。譲渡するに当たってね、いろんな備品だとか修理とかせんといかん分があると思いますが、そのままにして市が運営をしていたら、すぐにしなくてよかったけど、その分を特別して渡さんといかんというようなことで、余分にお金を出さんといかんというようなことが生じているのかどうか、お尋ねします。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

みどり園の移管に伴いましては、改修等については移管後に行うというふうな予定を立てております。ですから、緊急を要すること以外については、民営化の後に行うというふうなことで予定しております。

以上です。（「緊急を要するものについては」と呼ぶ者あり）

例えば、緊急を要するものというのは、まだ今年度においては発生しておりませんので、今後予想される分についての緊急にせんばいかんことということになるかと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、緊急を要するものについては、今後発生するとせんといかんというようなことですが、考えられるものがありますか。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

私のほうからお答えをいたします。

緊急なものといいますと、例えば、エアコンが故障したとか、ガスの配管がちょっとおかしいとか、そういう意味合いの緊急なものということで、今年度は多分私がわかっているだけでいいますと、雨漏りをしましたので、屋根の改修を一部改修ですが、これは今年度実施をしております。

ただ、それ以外の備品等の購入等については、耐用年数等がございますので、その都度ずっとやってきておりますので、通常の部分の中で緊急なものは当然今年度やったということ

はございます。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、次に移りたいと思いますが、この説明には、保育士がかわることにより、園児が戸惑わないように円滑に移行するため、24年10月からみどり園の職員と移行先の職員と共同の保育をするということで、これが25年の3月までですか、ということになっていますね。

25年の3月ということになりますと、来年学校に上がる子供たちは卒園するわけですが、学校もそうですが、保育園の子供たちというのは、特に保育園では保育士さんたちを自分の両親のような、また家族のような形で非常に慕っていく、信頼をしてこそ、子供たちが安心して保育園で生活をするという、そういう状況だと思うんですね。

ところが、保母さんがかわってくる。特に今までの市立の保育園の保育条件と——方針といますか、保育条件と、新しい保育園ができるということになりますと、その条件、保育状況というのは非常に変わると思うんですね。そういうときに子供たちの心の動きというですかね、子供の心の問題、これは子供だけじゃなくて、預ける側の父母についても同じことが言えると思いますが、その辺の心配はどう補っていくのか。

私もいろんな全国のこういうふうな状況になったところを、そんな多くは見ておりませんが、例えば、そのことによって子供の心身ともに異変が起きた——異変というでしょうね、今までおねしょをしていなかった子供がおねしょをするとか、何といたしますか、頭がはげるとか、それから登園拒否というような、そういう事態が出てきているというようなこともいろいろと読み聞きをしてきましたが、そういうのに対する対応というのが果たして今回11月から来年3月までの間の対応でうまくいくのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

私からお答えします。

私は精神的にあれで頭が薄いようなことはないんですが、頭がはげたという御質問でしたので、それはそれとしまして、私たちもその点は一番大事なところだと思って判断をしています。

具体的なところから申し上げますと、昨年に新しい——この段階では予定者でございましたが、引き受け者が決まった段階、それ以降、新しいところのことじ園の保育士さんたちが実際みどり園のほうの保育のやり方をその都度ごらんいただいております。そして、どういうやり方をしているかというのは勉強されておりますし、今の段階でもやってもらっており

ます。

それから、お互いの先生同士、やっぱり受け手側と、先ほど御質問があったように天職と思って保育士をされた方、それからやめられる方、そこら辺のこともございますので、そのところは十分両方の気持ちを酌みながら、配慮をしながらやっておりますが、ただ一番は、子供たちのことが一番大事だということで、子供たちをどうするというで、先ほどおっしゃられましたように10月から3月までの共同保育としております。

ただ、事前に当然保護者の方であるとか、そういうところの心配もございましょうから、お互いのやり方、違いがあるかもしれません。ただ、保育指針というのがございまして、公立であっても私立であっても保育指針は一緒でございます。しかも、相手方も新規でやられるわけではございませんので、プロでございますから、その辺は十分な把握をしておられると思います。

ただ、若干園によって中身が少し違う部分はあるかと思しますので、その辺は今度10月からすり合わせをしながら、一番は子供たちが心配しなくていいように、心配して髪が薄くなくていいように、その辺の準備は十分やっていきたいと思います。

ただ、100%やれますということは今の段階では言えませんので、100%に近づけるような努力は今後させていただきたいと。そういうことでやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまお互いのやり方云々ということで、相手の方は長年やってきたプロの方だと。だから、余計心配しますね。初めてやられる方なら、今までの方針で素直にのっかっていけるんじゃないかという気がします。これは私の素人考えかも知れませんが、それはそれとしまして、私が非常に心配をしますのは、公立保育園としてやっていって財政的に運営が厳しくなってきたということで、じゃあ、民間に移った場合は同じような形で取り組んでいくということでやって、民間でやってきたらそれがいいのかどうか。財政的な厳しさというのは民間に移ると、そうでしょう。誰でも市のごと、赤字のよんにゆう出っけん、さあ何件と受けないたくないですよ。それはボランティアでする人はいませんからね、こういうのはね。だから、民間に移ったらそういう心配はないのかどうかですね。

じゃあ、例えばないとすれば、その補償は何なのか、お考えになったことはありませんか。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

確かに今度は財政基盤強化計画の中でみどり園の民営化もしくは廃止ということを出した段階では、経費を少し削減するということがございました。その中で、やっぱり今、公立保育所でやっているところで一番の問題は人件費でございました。これは少しうちの保育所自体の構造的なものもございしますが、年齢的に年齢層が高い保育士、逆の言い方をすれば経験が豊富な保育士が多かったということで、人件費が高かったということとはございます。

これを民間保育所にすればそういうことがないのかということでございますが、絶対ないというのは言えないと思いますが、少なくともうちより今の保育所の状況、13カ園ございますが、そこを見ていた中でうちのような状況ではないということも十分把握をしておりましたので、そういうことから運営自体は市が運営しているところより少しはよくなるんじゃないかというふうなことで想定をしております。

絶対という言葉は確かに言えないところかと思いますが、今の状況よりはよくなるんじゃないかということは想定しております。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の部長の答弁は、私はちょっと許せませんよね。保母さんというのは専門職で、よく保育園の卒園式だとか小学校の卒業式に行きますと、みどり園だってそうだったね、一人一人子供が壇上に出て、私は大きくなったら保母さんになりたいですとか言いますね。そのころから夢を持って勉強して、そして、保母さんになってきた人。皆さんそうでしょう。そうしてやってきたんですよ。そして、本当に経験豊富になって、本当に保母さんとして子供たちにしんから対応できるようになったとき、あなたたちは年とってきたけん、金のたっかけん、物じゃないんですよ、働く人は。あなただってそう言われるとどうなると思いますか。

今ここに座っている部課長が、もう年とってきたけんが、まだ定年まであろうばってんね、財政の厳しかけん、みんな大卒した人ばかり、新しかとばかり入るって、給料の安うなっけん、それがよかたいと言われたとき、どがんしますか、あなたね。同じことなんですよ。この人たち、保母さんたち、夢を持ってきたんですよ。そして、一生懸命やってきたんですよ。そういう人を自分たちの都合のよさで、こういう形で配転をさせる、やめさせる、これは許せないことなんですよね。

それで、今度来るところはそうとは絶対に言えないと言われましたが、そこだってだんだんだんだん年数を重ねられてきたら、そういうことの繰り返しは出てくる可能性は大いにあるわけですね。特に私はもう何年になりますか、指定管理制度が出てきたとき、ここで全国的な保育園の指定管理の実態を言いながら、こういうふうになるんだよというお話をしたのを、もう既に課長でいらした方もあると思いますがね。例えば、東京のほうでも指定管理制

度にしたことによって、結局、財政的に運営が厳しいので、どこにしわ寄せがくるかという
と職員の賃金ですね。賃金にしわ寄せがきて、保母さんたちがその賃金では生活できない
からくらくらくらかわっていくと。そういうことによって子供と保母さんの信頼がなくな
っていくというような形で、本当に経営が破綻していったという状況もここでお話した
ことがあると思いますが、私はそれを心配するんですよ。

特に今、子供たちの数が減ってきていますよ。よそは入れないでいるとか、保育園が不足
しているとかいうこともあります。減ってきている。そういう中で、同じような状況で受
けても経営的に成り立っていないということになると、どういうことになってくるかとい
うことですよね。

今はそれぞれの保育所が少しでも違った形で子供たちを獲得しようということで、いろん
な形の変った保育のやり方をやっていますよね。私は驚きましたが、もううちの孫も高校
になりましたが、韓国語だって保育園でやっているんですね。私、韓国語しゃべれませんが
ね、孫は韓国語だってしゃべるように、保育園でね。そういう変った高度な、例えば、お
茶とかお花とか、それから日本画だとか、いろんなことをやりながら、鹿島の保育園でもい
ろんなのが——そこまでいくかどうか分かりませんが、あるわけですね。

そういう特殊なことをやるということになりますと、そこにお金がかかるわけですよ。だ
からといって保育料金をそんな非常識に取ることはできませんからね。だから、そういうこ
とによりますと、どこにしわ寄せがくるかという、働いている保育士さんたちにしわ寄せ
がくるわけですね。

そういう状況を私はこちらの、もう既に今までも運営をされてきていますから、そういう
ことはお茶の子さいさいかも知れませんが、そういう問題を非常に心配しますね。だから、
その都度、ある程度、この人は高額になったとすると次々にかえていかんといかんというよ
うな、そういうことだってないとは言えないと思うんですよ。そういうのに対してどうお
考えですか。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

まず、私の発言に配慮が足りなかったということはおわびを申し上げたいと思います。

それでもう1つ、先ほどは答弁の中に入れておりませんでした。5団体の応募がござい
まして、経営計画書というのを出示していただいております。今後5年間、どういう形で計画
をしていくんだと、それらを含めて審査をいたしました。

そして、その後にプレゼンでの確認をいたしまして、それでここはできるというふうなこ
とで決定をしてきましたので、そういう意味で大丈夫であろうということだと思っています。
ところでございます。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま経営計画書を出してもらったと。あくまでも計画ですね。今、子供を取り巻く情勢というのは急速に変わっておりますから、先ほども言いましたように、子供の数が急速にふえるということは考えられませんね。どこからか、よそからか一遍にばっと連れてくる以外はですね。

そういう状況の中ですから、その経営の計画書というのが、確かにそれは計画書としては出されたと思いますが、だから大丈夫だとは言えないと思いますが、それを言いよったらじゃあ何かということになります。ここで今そのことが出ましたから申し上げたいと思いますが、このみどり園の運営に当たる人を募集することがありまして、先ほど言われた5団体が応募されたんでしょう。このとき、5団体が応募されて、ことじ会に決まりましたという報告を受けましたね。そして、大体のおおよそのところは報告がありましたが、詳しい経過についての報告を議会にするようにということで意見を申し上げたと思います。これは私だけだったんじゃないと思います。どういう問題が出てきたのか、どういうことで決定されたのか、その辺についての報告をするようにと言いましたが、それは言えないということで、いまだに私たちには言われておりません。この大事な決定をするのに議会にすら灰色の状況で業者を決定したということ、私は何でだろうかと、どうして言えないのだろうかと。もちろん、落とされたところの業者の問題もあるということもおっしゃいましたが、それはそれとして大事なことだと思うんですよ。選定委員の人たちは素晴らしい人たちで選定されたから間違いはないと思いますが、その辺についてもう一度繰り返しになりますが、どうして細かいところまで言えなかったのか、選定をするに当たってどういう問題が出てきたのか、どういうことでここはよかったんだよと、だからこうなったんだよというね。確かに先ほど言われた経営計画書が一番よかったのでしょうか、その辺はわかりませんがね、その辺についてお答えください。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、選定基準につきましては、公募要領というのを市報等でも出しておりましたので、公募の条件、募集の内容ですね、どういうところを評価するというのは全て、これは議会のほうにも報告したと思いますが、ごらんになっていると思いますので、繰り返しになりますが、これはあくまでも相手方にもこういうところを審査しますということで公募要領の中に

掲げている分でございます。

審査評価ということで、まず評価のところを申し上げますと、これは公募要領から読み上げます。評価の考え方としては、全般的な面では今現在のみどり園の保育水準を維持し、向上させ、適切な運営ができるとともに、ほかのモデルになるような運営を目指していることを評価しますと。全体的なことでは以上でございます。

それから、引き受けの動機、運営の方針、これについて適正な考え方をしておられるかどうか、これを評価しますと。

それから、管理運営面につきましては、堅実で透明な運営となっていること、それから、子供の養育、教育、安全、健康等、保護者の信頼を確保できる運営になっていること、円滑な移管が期待できることなどを評価します。

それから、職員体制につきましては、指導的立場の職員については、児童福祉事業の理論及び実際についての訓練を受けた者であり、運営経験がある人材を確保できること、それから、保育士については経験豊富な職員を一定程度確保できることを評価します。

それから、法人の財務状況につきましては、社会福祉法人として適正な会計処理が行われていること、健全な財務状況となっていること等を評価しますと。それから、収支計画については、将来を見込んだ実現可能な計画を立てていることを評価します。

それから、新たに社会福祉法人を設立される方については、社会福祉法その他の法令に基づく法人設立が移管条件の期間内に確実に整備される見込みであること、そして、十分な事業用の資産を有することなどを評価しますと。

これは12項目に分けて審査をしたわけですが、これらをこの基準にあわせて審査した結果がことじ会さんだったということで御理解をいただきたいと思います。これについては、当然事前に皆様方にお知らせをしておりますし、広報もして、多分議会のときもここまでの報告は概略ですがしたと思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

選定の基準がどうだということはわかったんですけども、その選定委員会の中でどういう論議がされたのかとか、恐らくされていると思うんですよ。どこだって、誰だって放らつな経営をされているところはないはずですから、特にこういうのに応募しようと、そのところで1園だけ選ばんといかんわけですから、1園出てはきましたがね、その中でそういう人たちのそれぞれの園がどうなのか、どうしてこうなのかというもっと細かいところを私たちは知りたいと思った。そのことによって今後の経営の問題も出てくるわけです。もちろん、選定委員さんたちがそこは慎重にされたと思いますが、私はそこまで報告をしていただくの

が本筋だと思っております、今も。お答えしますか。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、これらの審査、先ほど申し上げましたように、評価については、やっぱり市の内部だけでは、私たちもプロではございませんのでわからない分がございます。

例えばということで申し上げますと、保育指針というのがございますが、保育指針の運用について実際やっておられる方、具体的に中身がわかる方、そういう方、例えば、保育のやり方で文章的にはこう書いてあるけど、これで問題ないかどうかというふうな検討をするとき、その専門家の方にこういうところをポイントとして見たら審査ができますよと、その勉強会を何度もやりました。

当然、経営的なところもそうでございます。先ほどおっしゃられますように、計画は誰でもできるんじゃないかと、そういうことは当然想定をできますので、税理士さんであるとか、あと司法書士さん、これは法人の設立のときはどうなのかという、それぞれの専門家の方にレクチャーをしていただきながら、7名が7名全部同じ力とはいきませんが、評価者として評価ができるような内部検討会をやって、そして決めたところでございますので、私たちのやり方でよかったんじゃないかなというふうなことで思っているところでございます。

変にどこかの部分、直接的に今回の場合は市内の業者がかなり出てきましたので、直接関係ないようなところの方は公平にと、公平公正にやって審査をしたというところでございますので、その辺については御理解をお願いいたしたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃあ、次に移りますが、土地、財産の無償貸付の件で土地を貸し付けるわけですが、これは市の財産、つまり市民の財産ですよね。これを無償で貸し付ける。どうなのかなという疑問はありますが、貸し付けの期限が25年4月1日から5年間という期限になっていますね。建物の場合は、これはやるわけですから、何年間というあれはないわけですよね。じゃあ、これは5年間土地を貸して、5年経過したときにはまた同じところが更新をするのか、それともここからまたやのこましょでほかのところ、どなたかありますかと——ごめんなさい、変な言葉使って。また、さらに新たな対応をなさるのか、その辺についてお尋ねします。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

まずもって5年という期限設定ですけれども、現在、指定管理者制度等につきましても、5年での更新とか、期限を5年と使っております。そういったことを参考にして5年ということで、新経営者がそのころも保育所ということでやっておられる分については更新というふうなことで考えております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

こういう形で受けられるので、されたらずっと続けられていかんといかんわけですが、もしですよ、もし、いろんな情勢の激変の中で経営が続けられないと、名前がもう決まっているのにそういうことを言っちゃいけないでしょうが、そういうことも一応はないとは言えませんが、今の情勢の中で。そうなった場合には、もう既に譲っているわけですから、市としての権限というのは土地だけしかないと思いますが、そうなった場合はどうなるんですかね。2年3年という中でやっていけないということになったときには、そのあとの責任はどこにどうなるんですか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

私たちのほうでは、現時点ではそうならないようにということで努力をしていただけるものと確信しております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

誰だってね、商売をする人も何をする人もならないようにということで努力をして、今のようないろんな悪情勢のもとでは何が起こるかわからないというのが今日の状況ですね。

最後に子供のことでお尋ねしたいと思いますが、子供が入園をする、その保育園が受け入れるのは今までと同じような形での募集、そして、受け入れというのになるんでしょうか。その辺いかがですか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

募集につきましては、今までどおりの日程を予定しております。

平成25年の4月から移管しますので、その分については公表しながら、募集段階では市立のみどり園という形ですけれども、25年の4月1日からの事業者でもって募集ということになるかと思います。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、今既にみどり園に籍を置いている子供たちね、3月に卒園しない子供たち、今までは市立みどり園の園児ですが、次からはまた新たに手続をして新しい保育園の園児として登録されるんですか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

今、議員がおっしゃられたとおりのことになると思います。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そういうことになりますと、保育園は制服がありますよね。恐らく新しい保育園はそれなりに自分たちのイメージの制服が準備されると思いますが、じゃあ、今までみどり園におった子供たちは今までのみどり園の園服を持っていると思いますが、その辺についてはどうですか。結局、かわることによって父母負担というのがふえてくるというおそれがあるわけですが、その辺の対応はどうなるんですか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

募集の段階で、鹿島市立保育所みどり園運営事業者公募要領の中でその分についてはうたっております。

制服等の購入は、2年間は移管前の制服等を利用できるようにすることというふうなことを前提条件としていますので、急に経営者がかわったけんがということで制服がかわったり、それは経済的負担につながってきますので、そういったことがないようにということで公募をいたした次第でございます。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そこはわかりましたが、じゃあ、どれくらいの割合でみどり園の子が残っていくかわかりませんが、子供たちってすごく敏感ですよ。制服が違うというところのいろんな問題が起きないかなという心配もあるんですよ。みどり園と新たな新しい制服。そういうことで、無理してでも新しか園服にせんばらんとじゃなかろうかというような、そういうことだっただって出なければいいんですが、そういうことだっただってあり得ないとは言えないわけで、その辺についての父母への対応とか、そういうのも十分に私はやっていっておかんと大変なことになるんじゃないかなという気がします、そういう心配はないですかね。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

先ほど言いましたように、公募要領の中でまずは2年間、制服等の負担は現状のままでということをもって募集をしております。さらには保護者会等を開きまして、そういった不安が一番親御さんからすればありましたものですから、そこら辺を踏まえて公募要領にそういったことを条件としてつけたという経緯がありますので、そういった心配の声も上がっていませんので、心配ないものと思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

終わりにしたいと思いますが、冒頭申しましたように、そもそもこれは小泉構造改革の流れの中で生まれてきたものでありますし、特に私はこれからの子供たちを育てていかんという状況の中で、ここにこそ、十分なお金をつぎ込むことは私は当然のことだと思うんですよ。それを年間45,000千円ぐらいのお金が浮くんだということで、これを民間に売り渡してしまうと——売り渡すんじゃないですね、上げるんですよ。そういうことは絶対に許せないことだと思います。

これから特に保育行政についても、国の情勢というのも非常に変わりつつあるわけで、まだどう動くか、今の政府の動きではわかりませんがね、そういう中でやっぱり私たち地域が地域の子供たちをいかに育てていくか、十分なお金をかけながらも私は対応していくことが大事だという基本的な考えを持っておりますので、後で討論には立ちませんが、そういう趣旨で私はこの案件には絶対に反対をしたいし、ほかの議員の皆さん方も御理解をいただきたいと私は思っています。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 41 分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

○副議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

7 番松尾勝利君。

○7 番（松尾勝利君）

一、二点質問をさせていただきます。

今回、建物については譲与、それから土地については無償で貸し付けるということでここにありますが、第49号の内容について、貸し付けの期間は「平成25年4月1日から5年間」と書いてありますが、例えば、公募するときに、その後のことについても向こうのほうの公募された方に通知をしておられたのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

公募の段階では、5年という制限は設けておりませんでした。

内部的に、指定管理者等の契約等が5年というふうなことを参考にして5年というふうな期間を設けた次第でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

7 番松尾勝利君。

○7 番（松尾勝利君）

建物については無償譲渡、それから土地については貸し付けるということで公募をされたと思います。ただ、内容について、5年間という期間については向こうのほうと話をしていたなかったということですが、やはりこういうことも公募の時点ではかなり大きな問題になってくると思います。

先ほどの質問のように、5年ごとの更新ということで、園を管理運営される以上はこのような形でいくと、そういうことだろうと思いますが、鹿島市としても固定資産の運用ですので、やはりそういうことについてははっきり向こうのほうと契約を結ばれて、こういうふうな話し合いになっていかんばいかんと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

答弁を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

確かに議員がおっしゃられるとおり、そこら辺の配慮はちょっと足りなかったのかなという感じがいたします。

ただ、随時ことじ会のほうとは話をする中で、ずっとすり合わせをしてきたというのが現状です。

確かに配慮が足らなかった部分であります。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

7 番松尾勝利君。

○7 番（松尾勝利君）

相手先が決まってからこういうことを話をしたということですが、管理運営をしていく上で向こうの状況がどうなっていくかわからない、そういう場合のことも想定して、やはりお互いに取り決めをしていかんばいかんと私は思います。

それで、一般の私立の保育所なり幼稚園でこういう状況があって、運営自体がある程度順調にいつているような状態、その園の運営が順調にいつていると、ある程度利益も出てきているというような状況が生まれる、そういうことを望んでいるわけですが、そういうような状況でやはり無償のままずっと貸し付ける、そういうことじゃなくて、やはりそういう場合には園の運営を見て、少しは貸付金なりの発生ということも考えていいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

議員がおっしゃられることもわかりますけれども、今回の募集要項の中では無償貸与というふうなことをうたっておりますので、社会情勢等、よっぽど変化がない限りは無償ということで考えております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

7 番松尾勝利君。

○7 番（松尾勝利君）

借りる側からすれば、そういうふうな条件の中で借りられたので、そのところはいたし方ないかなという気がいたしますが、この固定資産、無償で貸し付けるということですが、この固定資産、税金、このことについても発生しないんでしょうか。そこら辺どうでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

税のことですので、私のほうからお答えします。

まず、土地は所有者が市の所有になっていますので、非課税、もともと税金はかかりません。

それから、建物については、譲与の相手方の社会福祉法人が保育所を運営しますので、これについても非課税となっております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

7 番松尾勝利君。

○7 番（松尾勝利君）

わかりましたが、普通の人が会社を立ち上げて保育所なり運営をされる場合には、土地を買う、建物をつくる、そういう形で運営をしていかんばいいかん。今回の場合は土地も建物も非課税、無償ということで、かなり条件的にはいいんじゃないかなというふうに思います。

なるべく私立の幼稚園なり保育園とも整合性を持たせるという意味では、本当にそれでいいのかなという気がいたしますが、そこら辺はどうでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

市内の民間の園も、社会福祉法人、宗教法人が運営する保育園、これについては土地、建物、全て非課税扱いとなっています。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

7 番松尾勝利君。

○7 番（松尾勝利君）

わかりました。私のほうが少し勉強不足で申しわけありません。

今後、運営をされる上で、やはり私立の民間の保育園とある程度いろんな面で整合性を持てるような形で市のほうもかかわり合いを持ってやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

6 番伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

6 番の伊東です。今、お二人の方の御質問等を聞いておりまして、私も全員協議会の中でこれについては質問をしたわけですが、この行財政の改革に反対とかというわけではなく、これを進めるとしたら、いい方向に行くように、そのためにちょっと質問を何点かさせていただきたいと思います。

まず、今まで鹿島市に 1 つしかなかった鹿島市立の保育園が今度民営化されるということで、市民の方々からは、今、声を大きく子育て支援とか言われている中に、何で今度は行政側はこれを手放すのか、そして市長が考えている新しい構想の中には、また別に子育て支援というのが入ってきている、矛盾点も感じる、そういうふうな御意見もいただきます。

こういうふうな市民の方の御意見に対して、どういうふうに行政のトップとして思っているのか、まず市長に御答弁をいただけたらと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、お答えをいたしたいと思います。

まず、市立の保育所が 1 つあった。しかも、これまでは、御質問にあったからその言葉でお答えしたいですが、リーダー格だったと思うんですね。みんな目指してみえたと思います。私立の保育園が、いろんな形でああいうふうにやられたらいいなというようなことを観念的には目指しておられたんじゃないかと思います。しかし、今、13 保育所がございまして、みんなそういうレベルが上がってきているし、差をつけるというのはむしろ適当じゃないんじゃないかと。

したがって、今の保育レベルを落とすんじゃなくて、ほかの園と同じ状況で移管すると。だから、市立の保育所をなくしてしまうとか変えてしまうということではなくて、ほかのところと同じレベルの、いわばサービスを提供するという前提で、民間に移管できるかどうかということがずっと検討されてきたわけですね。

今、どうしても公共的な運営じゃないといけないということではなくて、もう民間にお任せしてもいいだろうという判断のもとに、逆に言うと民間でもできるということの判断に立ちましたので、18 年以降やろうじゃないかということで作業をずっと進めてきたと。

特に、議員の中にもみどり園の卒園生がおられます。それも知っています。感情的にはどうですか、気持ちの上では自分の母校というか、卒園したところがなくなるというの、愛着といいますかね、それはわかりますけれども、市立じゃないといけないんじゃないだろうかと、余りにそこを主張し過ぎると、じゃ、ほかのところとは差があるとかねという話になりますからね、そこはそうではないという御判断もいただきたいと思います。

ただ、それをなくすということで、今考えています中心街へ子育て支援センターをつくらうんじゃないかと、矛盾はしていないと私は思うんですよ。逆に、今度つくる、恐らくつくる

うとしているものができ上がれば、みんなで逆にそこをセンターにして運営をしてもらっていいと。ですから、仮に矛盾をしているという主張が当たっているとすれば、今の市立のみどり園のレベルを下げてしまうということになってしまえば当たっていると思いますが、そのレベルは下げない。だから、一生懸命どこにしようかと、いろんな条件をつけて関係者、本当に専門の方から意見を聞いて選択をしたと、そういうことでございます。

ですから、逆に、今後、民間の方と一緒に保育が行われて、市中にできるセンターと連携がうまくなれば、決して矛盾した運営にはならんんじゃないかと、そういうふうに思っています。

○副議長（橋川宏彰君）

6 番伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

樋口市長から御答弁をいただき、ありがとうございました。

矛盾するところはない。新しい計画は市民のほうにも歓迎をされるという考え方、それは私も理解できることです。

じゃ、そう考えると、保育レベルを現状維持するために民間でも大丈夫だというときに、先ほど部長、課長から御説明があった公募要領、これがどうも説明を聞いていると、何か途中から何が何でもこれは民間委託へ持っていくための何かしら内容が含まれてきているのではないかというふうな気が若干するところがあるわけですね。

何項目か、7 項目か8 項目か、部長のほうからこの審査、評価をする上での基準材料というのを説明していただきました。しかし、松尾議員から質問にあったように、もう少し公開という形でこれが行われていたならば、今もまだこの結果に不満を感じるさまざまな——それに参加された団体なのか、そのほかの方なのか、いろんな方の声を耳にすることはあります。だから、そういうふうなのを考えると、やはりことじ会としても非常に不安でしょう、これからやっていく上で。そしてまた、みどり園に子供さんを預けていらっしゃる保護者の方も不安でしょう。

もうこういうふうなことじ会というのが決定したんだったら、この経過というのは説明ができないんですか。この何項目かの中で総合的にはここがすばらしかった、その中でもウェートを占めた部分はここだったとか、専門家の方も入っていただき、これは決められたことだと私は思っていますが、どうでしょうか、市民の方でも理解ができるような決定方法というのはこうだったんだということが公開できるんですか。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、最初のほうでおっしゃられた公募要領は民間委託を前提としてしていたんじゃないかということですが、民営化をするための公募要領でございますので、当然そうでございます。民営化をするための受け皿の方をどうやって募集していくかという公募要領でございますから、当然そういう形になっているというのは御了解いただけたと思います。

それから、審査結果について発表しなかったこと、この辺についておっしゃられています、どこがどうよかったかということですね。実はこれは先般——先般といいますか、議会でも説明したと思いますが、12の項目を設けて審査をしております。その中で、ずっと点数化をしておりますが、10項目程度がここのことじ会さんがトップでした。ですから、満遍なくということでお考えいただければいいんじゃないかと思います。

それから、点数等を公表しなかったというのは、この順位がどこが何点だったということ公表することにより、後の保育園児の募集をかけられるときに影響が出てくるおそれがあるということ判断いたしましたので、公表はしないということにいたしました。当然、5法人ございますので、1位から5位まで順位がつきます。これによって悪影響が出るおそれがあると、これを判断いたしましたので、これについては公表をしない方針で出したところでございます。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

6 番伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

以前の全協でも、私も同じような質問をしたと思っております。そのときに、今、部長がおっしゃったような御答弁をいただいたと記憶をしております。

これに漏れてしまった園の方もいらっしゃるでしょうから、今後のことに何かしら影響を与えないためにという御配慮だろうという気がいたしますが、本当にその園の方ですら、逆にそのあたりの知りたい部分もあったんじゃないかな。それとか、私が思うのは、鹿島市の保育会にもそういうふうに公表はしていないのか、そのあたりはどうでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

保育会のほうには、保育会に園長会というのがあります。その中に報告はいたしております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

6 番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

わかりました。園長会のほうには報告をされているということですから、このことじ会に決定した後、保育会の中がどういうふうな、今までどおりのスムーズな横のつながりができていたのか、そのあたりも——私だけかも知りません。私の耳には、なかなか今までみたいにくまうはいいていないという声も聞こえてきます。そういうふうなところも私は非常に心配をしているところでございます。

質問の方向をちょっと変えていきますが、先ほど御説明の中に、今後、移管をした後、2年間、現状の保育、そういうふうなものに努めていくと。園児服についてもそうでしょう。そんなに変わりがないように、保護者の方や園児の皆さんが戸惑わないように、そういうふうにしていくんだらうと思いますが、私は一番気になるのが、先ほど部長もおっしゃいました。部長が答弁される前に私は質問項目で書いていたんですけど、保育の指針計画書というのが私は一番大事じゃないかなと。これは各園が持っていらっしゃると思います。ここにうちの園は重点を置いて保育をしていると。礼儀とかね、いろんなのがあると思うんですよね。

このあたり、まず、これが5年間の貸与の期間になっております。その中で、現状を見る中で、どういうふうこれが行政側として、経営といいますか、そういうふうな中に入っていけるのか、どういうふうなお考えなのか。ちょっと私の質問が悪いかも知りませんが、わかりにくいかもかも知りませんが、よかつたら御答弁をお願いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

まず、先ほどの福祉事務所長が申しあげましたことを少し補足しておきます。

園長会に申しあげたというのは、新たな引き受け手がどこに決まりましたというところまでの報告をしております。当然、点数とか順位とかいうのは報告しておりませんので、そういうことで御了解をいただきたいと思います。

それから、保育指針の関係でおっしゃられましたが、保育指針というのは、保育所を運営するためにはこういう形でやらなければいけないというふうなことで方向性を示したものでございます。

ちょっと具体的な内容はあれですけど、5項目あるそうです、専門家のお話をお聞きすればですね。それに合わせて最低限これだけはしなければならない、それプラス保育所の独自性を示されての運営をやられるということになります、そういうことで運営を今後していかれると思います。どこの保育所もそういうやり方をされておると思います。

あと、先ほどおっしゃられましたように、新しい法人が受けた場合、その後、市のかかわりということの御質問だらうと思いますが、当然、市立の保育所を私立のほうに移譲するわけでございますので、法人としてチェックをするということは、これは法的にはできないと

思います。ただ、公立保育所をやったということから、かかわりは持っていく必要があると思っています。当然、今の段階でも新しい受け手でありますことじ会さんとは何度もその辺のお話をしておりますし、行政の指導的な形ですね、今後、社会福祉法人の指導の部分が市の範疇になってきますので、そういうふうなことでは当然入りますが、それはそれとして、別の段階でも実際の運営、どうやっておるのか、その辺の調査とまではいなくても現状を把握しておく必要性はあるかと思います。ただ、法的にうちがこうしなさいという権限というところでいいますと、実際のところ、そこまではなくなるのかなと。ただ、かかわりはずっと持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

6 番伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

ありがとうございます。質問のほうも最後にしたいと思いますが、今、部長のほうから何らか経営といいますか、保育所にかかわっていくということをお話がありましたが、私はこういうふうに民間の園もことじ会と決定をしたなら、申しわけないですが、逆にハードルを高くしていったほうがすばらしい保育が進んでいくんじゃないかなという気がしております。

そのためにも、園には理事会があると思います。この前の説明の中で地元の方も理事会に参加をしていただくということでしたが、これも行政から、そしてまたプラス一般の方からとか、そういうふうな新しい形の園の経営をこちらのほうから提案する必要もあると思いますが、どうでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

理事につきましては、公募要領の中でうたっておりますので、必然的に1名というふうなことになると思います。

今、議員がおっしゃられる分については、今後の課題、御意見ということでお伺いしておってよかでしょうか。

終わります。

○副議長（橋川宏彰君）

6 番伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

終わろうと思っておりましたが、最後に、最初から私はこの質問に立つときに、これに反対とかじゃなくて、私たちもこの行財政改革の中で委託をしていくという方向は決めており

ましたので、その中での質問です。

よりよい園が、新しい園がまた誕生することを願っております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

8 番松本末治君。

○8 番（松本末治君）

8 番松本です。部長の答弁等について、ちょっと気がかりな点がありましたので、2 つだけ質問をさせていただきます。

1 つは、民営化に至った経緯の中で、人件費がかなりかさんできた、経験豊富者がふえてきたというようなことがちょっと気がかりでありました。

そういう点で、やはり経営者というのは、人件費というのが何割ぐらいだ、それ以上上がったらとても経営できないというようなところが結構あるんじゃないかなろうかと思えますから、その辺の改善策が過去においてどういうふうな形でとられてきたのかをお尋ねいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

答弁を求めます。迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えします。

私が答えるべきなのかどうなのかあれなんです、人件費というのは、当然、私たちの給与については国家公務員の人事院勧告をもとにつくってあります。ですから、当然、人勧の数字がアップとなればアップになりますし、ダウンということであればダウン、そういうことで、私たちのほうに実際のその部分というのは、給与を一気に下げるというふうな形には現状ではなっていないと思います。

ただ、その努力をどうするかと言われると、なかなかそこら辺の努力というのは、その年齢の人、例えば、みどり園の部分がちょっと人件費がかかっているからということで落としますということは、これはできないと思いますし、そういうところから、努力じゃございませんが、もうこれは方針がある程度決まりましたので、退職された場合の不補充というところは臨時職員で対応してきたという経過がございます。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

8 番松本末治君。

○8 番（松本末治君）

我々、文教厚生産業常任委員会で全保育園の園長先生と勉強会をしたことがありますけれども、どの園の園長先生もやはりしっかりされて頑張っておられるというところは感じております。5 園が手を挙げられて、4 園は縁がなかったということだったろうと思いますけれ

ども、ただ、経営のあり方というのは、人事院勧告での給料体系だけでなく、やはりいろんな形で対応はできたんじゃないかなと思います、過去においてですね。やはり市内の各園に出向していただいて、そういう面で全体のレベルアップ、均一化というか、そういうことにつなげる対応策、そこで人件費の3分の1は当園で持ってください、3分の2は市が負担しますよとかですね、そういうふうなかかわり方もでけんやったとかなというような思いで質問をしましたけれども、退職者の補完は臨時でというような一番わかりやすい対応策ですけれども、それはそれで結構だと思います。そういうことであったとですねということで受けとめたいと思います。

それともう1つ、あと4園の方について、いろいろ言えることがない、言われないというようなことがありましたけれども、やはりあと4園、一園一園さんについて、どこがことじ会さんと比べたらと、それは言わじよかとですけれども、やはりあなたのA園ではここがちょっと不足しておりましたからお任せできませんよとか、今後努力をしてくださいとか、そういうふうな指導はなされていないんですか。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

指導を、どこの園が今の運営が悪いということじゃないんです。計画書なんです。プレゼンなんです。そこでの評価ということで御理解ください。あくまでも今運営をしておられる保育所、今度出された5団体が、そのやり方が悪いということじゃないんですよ。あくまでも審査に出していただいた書類、それから今後の運営方針等のプレゼンテーション、これで審査をしておりますので、その分についてはそういうことで御理解をいただきたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

済みません、勘違いして質問したようですけれども、それならば、プレゼンの今から先の計画で、ここがあなたのところはもうちょっとですねとか、そういうふうな事後対応というのはなされていなかったのですかということでお尋ねします。

○副議長（橋川宏彰君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

今おっしゃった件については、公表をしないということにしておりますので、出す必要はないということで判断をしております。（「わかりました」「冷たい」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋川宏彰君）

4 番竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

いろいろ質問が出ておりましたけれども、今回出された条例が財産の譲渡と無償貸与についてでございますので、そのことについて質問をいたします。

今回、園舎については国及び市の補助制度により補助を行う予定であるというふうにありますけれども、これは通常、保育園等が園舎改築なり新築をされるときに対する国とか市が行う補助というふうに捉えていいのでしょうか。

そして、その国、県、市、園の負担割合について、わかりましたらお尋ねをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

改修につきましては、移管先のことじ会を事業主体として、補助事業を活用して計画をしております。

負担割合といたしましては、国 2 分の 1、市 2 分の 1 ということで考えております。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

今、2 分の 1、2 分の 1 ということでしたけれども、これは全体の事業費に対する補助が 2 分の 1 ずつあるということでしょうか。事業主体といいますか、ことじ会の負担はないということなのでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

ことじ会の負担はないということです。

ただし、原形の部分についてということになります。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

原形の改築についてという意味だというふうに思います。

じゃ、増築をした場合については、通常、例えば、どこかの保育園が改築なり増築、新築をした場合には、それぞれの保育園の負担があると思いますけれども、そことの関係はどうなるんですか。

ことじ会については、今回は今の園舎がある原形の分の改築については負担がないというふうに考えるのでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

原形の部分については負担は予定しておりませんが、通常、保育所を改修されるときには、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1というふうな負担割合があります。

ですから、原形以外に別に要望される分については、その負担割合で負担をお願いするということになります。

○副議長（橋川宏彰君）

4番竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

わかりました。改築する分はというか、きれいにする分はきれいにしてから引き渡すと。そうすると、市が全体的に事業をせんといかんから、事業主になって国県の補助事業を活用しようというふうなことでいいですね。そういうふうに受けとめます。

あと、これは通常、地区の公民館あたり——地区というですかね、小さな行政体の公民館あたりでもよくありますけれども、土地を無償で貸与すると。これはこのままずっとしておくと、その土地を活用できないとか、出ていきんさい、土地ば返しんさいというわけにもいかんというふうな問題というのは出てこないんですか。土地をそのまま無償でずっと貸していると、取り戻せないというような問題は起きないのでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

あそこの土地、現在のみどり園の土地で、みどり園としての保育所を運営していただける分については、5年更新といえども、ある程度の期間は保育所をしていただく以上は貸与というふうなことで考えております。

○副議長（橋川宏彰君）

4番竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

ちょっと私もそこを調べておりませんので、この問題は置いておきます。

別の角度ですけれども、逆に、もうあの土地を買いたいと言われた場合は売却をする予定というのですか、売却が可能なものなのでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

現在のところはそういったことは想定していませんでしたので、確実に貸与というふうなことを考えております。

極端な例を言いますと、社会福祉法人にはほかの経営もできるんですね、保育園だけじゃなくて。そういったことがないようというところもありますので、あくまでも保育所としての運営をしていただきたいというのが入っておりますので、よろしくお願いします。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋川宏彰君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

討論を終わります。

採決します。議案第39号 鹿島市立保育所みどり園の設置に関する条例を廃止する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（橋川宏彰君）

起立多数であります。よって、議案第39号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 財産の譲与については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（橋川宏彰君）

起立多数であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 財産の無償貸付については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（橋川宏彰君）

起立多数であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第40号

○副議長（橋川宏彰君）

次に、日程第6．議案第40号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第40号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は8ページでございます。それから、議案説明資料は4ページとなります。お手元に準備をお願いいたします。

今回提案いたしますのは、平成24年6月27日に公布されました地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律において、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改正されたことに伴い、条文の整備を行うものでございます。

議案説明資料の4ページをお願いいたします。

新旧対照表で御説明いたしますが、第10条の2第2号中のアンダーラインの部分につきまして、右側の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

今回の改正は関係法令の改正に伴う用語の整備を行うもので、内容そのものにつきましては従前と変わりございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（橋川宏彰君）

起立全員であります。よって、議案第40号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号

○副議長（橋川宏彰君）

次に、日程第 7．議案第 41 号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書は 10 ページと 11 ページでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、お手元に議案説明資料の御準備をよろしくお願いいたします。

議案説明資料の 5 ページをお聞きください。

5 ページは新旧対照表でございます。この旧の「法第 72 条の 4」を「法第 72 条の 5」に訂正するものでございます。

6 ページをお聞きください。

今回の条例改正は、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成 24 年 4 月 6 日に公布され、鹿島市国民健康保険条例で引用いたしております規定の改正が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条文の整備を行うものでございます。

内容につきましては、今回の法改正により法第 72 条の 4 が 1 つ繰り下げになり、第 72 条の 5 となったため、同条を引用しております鹿島市国民健康保険条例第 8 条において、「法第 72 条の 4」とあるのを「法第 72 条の 5」に改めるものでございます。

なお、施行日は平成 27 年 4 月 1 日からといたしております。

以上で説明は終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

討論を終わります。

採決します。議案第 41 号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（橋川宏彰君）

起立全員であります。よって、議案第41号は提案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第42号

○副議長（橋川宏彰君）

次に、日程第 8．議案第42号 鹿島市休日こどもクリニック設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第42号 鹿島市休日こどもクリニック設置条例の一部を改正する条例についての御説明をいたします。

議案書は12ページから14ページというふうになっております。

議案説明資料により御説明いたしますので、お手元に議案説明資料の御準備をよろしくお願いいたします。

議案説明資料の 9 ページをお開きください。

今回の改正理由でございますが、現在の鹿島市休日こどもクリニック設置条例につきまして、地方自治法の規定に基づき、指定管理に関する必要な事項などを本条文において明確化するために所要の改正を行うものでございます。

その内容といたしましては、地方自治法第244条の 2 第 4 項に規定されております指定管理者に係る「指定の手続き」管理の基準」「業務の範囲」「利用料金」といったものを本条文において明確にし、整備を行うものでございます。

条文そのものの改定は、7 ページから 8 ページの新旧対照表で御説明をいたします。

7 ページをごらんください。

まず、第 3 条の見出しでございますが、「（指定管理者による管理及び指定管理者の指定の手続き）」に改めております。

同条に第 2 項を追加し、指定管理の手続について定めをいたしております。

次に、第 6 条におきましては、見出しを「（診療費）」に改め、同条中「診療報酬」を「診療に要する費用」と改めております。

また、次の「健康保険法（大正11年法律第70号）」の後に、「。以下「法」という。」を加えております。それに伴い、それ以降は法としております。これにより診療費を明確に規定いたしましたものでございます。

次に、第 7 条と第 8 条を新たにつけ加えております。

新たな第 7 条におきましては、クリニックで診療を受けた者の利用料金の規定を明確にいたしております。条文のほうは見ていただければと思います。

次に、新第 8 条でございますが、指定管理者の管理の基準及び業務の範囲を規定いたしております。

中身につきましては、1項から2項までございます。

8ページをお開きください。

第9条は、旧第7条であったものを第9条とし、「前条に規定する診療報酬」を「診療に係る保険給付及び利用料金」に改めております。

第10条につきましては、旧第8条であったものを第10条とし、「別に市長が」というところを「市長が別に」と改めております。

なお、施行日は公布の日からといたしております。

現在、この指定管理を鹿島藤津地区医師会にお願いいたしておりますが、その内容等に何ら変更があるものではございません。先ほど申しましたとおり、条文のほうで明確化できていないものを明確化して、この条文の中にうたったということでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 鹿島市休日こどもクリニック設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（橋川宏彰君）

起立全員であります。よって、議案第42号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第43号

○副議長（橋川宏彰君）

次に、日程第9. 議案第43号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

議案第43号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の15ページをごらんください。

提案理由でございますが、今回、伝統的建造物の文化的価値及び防火性能を高めるため、防火上の制限に係る規定に関し、その一部を改正したいので、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の10ページ、11ページをごらんください。

初めに、この条例は、鹿島市伝統的建造物群保存地区におきまして、これまで建築基準法上の準防火地域の指定をしておりましたが、この防火上の制限が伝統的建造物を保存する上で支障となっておりました。平成23年4月に伝建地区につきましては準防火地域を解除しましたので、伝統的建造物につきまして当条例で独自に防火上の制限を定めております。

今回の改正理由は、伝統的建造物群保存地区にある伝統的建造物を修復する場合は、条例の規定により防火上の制限を行っておりましたが、天井や壁など内装の材料について、防火上の観点から難燃材料だけに限定をしておりますが、難燃材料でない木製の天井等を保存するために材料の範囲を拡大するものでございます。

改正内容につきましては、本条例第4条第1項第6号に規定をしております天井等の内装制限の基準について「難燃材料」と限っているものに、「又はこれと同等以上の防火性能を保持するものとして規則で別に定める材料」を加えるものでございます。

規則で定める材料とは、木材に難燃材料より防火性能が高い石こうボード等の準不燃材料で裏張りすることで同等以上と認めたいと考えております。

なお、防火性能につきましては、難燃材料、準不燃材料、不燃材料の順で高くなっております。

ちなみに難燃材料とは、通常、火災における加熱が加えられた場合、加熱開始後5分間は燃焼しない材料のことでございます。今回の準不燃材料とは、加熱開始後10分間は燃焼しない材料のことでございます。

したがいまして、難燃材料でない木材の使用を一部認めるものの、難燃材料より防火性能が高い準不燃材料の材料を使用することで文化的価値を損なうことなく、防火性能を保持するものでございます。

なお、施行日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

質疑に入ります。6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

伊東です。それでは、質問させていただきます。

まず、この伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の一部、この条例というのは国のほうから来た分ですか、文科省か何かから。それとも、これは

鹿島市独自ですか。どうなっていますか。

○副議長（橋川宏彰君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

この条例は、先ほども申しましたように、準防火地域を除外した折に、その伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物におきましては防火性能が落ちるということになりました。それで、その当時、平成22年4月ですが、それでは防火上問題があるということで、市独自で上乘せ条例といいますか、建築基準法の上乗せ条例を定めているところでございます。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

もちろん、私も浜に住んでおりますから、非常に古い建物が多くて、やはり何十年か前に浜でも火事がありましたが、ああいうふうな密集地というのは、あっという間に燃えてしまうと。貴重なこういうふうな財産がなくなってしまうということで、地元としても防火水槽を初め、いろんなものに取り組んでいるわけですが、この燃えにくい材料というのは、今、課長のほうから基準ラインとして10分間は燃焼しないようなものということですが、このあたり、今まで重伝建の認定を受けてから、もう何カ所かは終わっているところもありますよね。まだまだこれからするところが多いわけですが、そういうふうな費用面に対しては、そんなに変わりはないんですかね。こういうふうな基準は、逆にこっちのほう安くなるとか、どうなんでしょう。

○副議長（橋川宏彰君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

難燃材料でも、加工された木材を国土交通省は認定をしております。しかしながら、単価的に非常に高い、なおかつ種類が少ないということで、日本風の和室の天井にはその材質がどうしても合わないということが1点ございました。

また、天井自体を残せないという問題がありましたので、今回、このような措置をとらせていただきたいんですが、確かに国土交通省が認定した木材に比べますと、石こうボードで裏打ちするということでございますので、比較的そちらのほう工法的にも単価的にも安くなるというふうに思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

地元の水とまちなみの会でも、まだまだ保存のために改修をしていかなければならない建物があり、御承知のとおり、酒蔵であったり、いろんな蔵と呼ばれるところは非常に広い範囲でございます。それで、大体これを改修するときには基本的には屋根、それと壁、このあたりを原形をとどめるために行うわけですから、やはり相当な費用がかかるわけですね。国からの補助、大分お願いできる分はしておりますが、それでも2割負担とかなってくると、1億円の改修の工事をしたら、やはり地元、所有者の方はそこに20,000千円とか、そういうふうな費用が発生するものですから、逆に私はこれが出てきて、何というのかな、広くそういうふうな材料があるのかなと。私は逆にちょっとそういうふうなものも見てみたいなという気はするんですが、もしよろしかったら浜のほうでも、こういうふうなもののちょっとした説明会じゃないですけど、こんなのがございますみたいなことで、今後はやっぱりずっと重伝建は続いていくことですから、お願いができればなと思って、質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（橋川宏彰君）

ほか。1番中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

質問をさせていただきます。委員会でも同じような質問をしたんですけど、質問させていただきます。

この条例の一部を改正する条例についてということで初めて出てきたときに、難燃材料とかですね、いろいろ難しい漢字が多くて、実際どうなるんだろう、どう変わるんだろうというのが初めて聞いたときわからなかったので、市民の皆さんにもわかりやすいようにお聞きしたいと思いますけれども、この条例を改正することによって、例えば、今まで浜地区はすごい伝統的な建造物群で、ああ、日本家屋がすばらしいなというふうに映っているんですけど、景観的とか観光客の人が見たときに、コンクリートでばっと固められたり、そういうことになるのではなくて、燃えにくい材料を使って伝統的な建造物をもっと生かすという感じの条例改正なんですよ。ちょっとそこを答弁をお願いします。

○副議長（橋川宏彰君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

中村議員おっしゃいますように、浜につきましては伝統的町並み、これは木造が密集をして建ち並んでおるということでございますですね。だから、それを修理を行う場合に、もとのままの姿に戻すという修理の方法が、この伝建の制度では補助の対象になるということでございます。

今回、なぜ一部改正の必要が出てきたかと申しますと、やはりこの制度を続けて保存修理をやっていくということにつきましては、結局、地元のお施主様の御理解、自分たちのその

ままの姿をやっばり残して後世に伝えていくんだという思い、市もそういうふうな思いと一緒にしながら、それを続けていくという主体性に成り立つものだと思っております。

今後、修理をやりたいという家主の方から、天井、例えば2階ですね、2階の床どこにありますか、そういうふうな状況になった場合、難燃材料を使うということになりますと、先ほど課長が申しましたように、石こうボードでありますとか合板、最近ではかなり木質化した木に近いようなものがございますけれども、やっばりそれでは物足りない、今のままで残したいという希望が、お考えの方がいらっしゃると思いますので、それに応えるということで、今回、一部改正をして、それに対応できるものにするということでございます。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

やっばり観光客の皆さんも少しずつ浜の町並みをごらんになる方がふえていると思うんですよね。やっばり本物を使わないとわからない、伝わらない趣とかあると思うので、ぜひ条例改正をして、本物を使った日本家屋の町並みというものをつくって、景観を守って、今後もし守っていただきたいなというふうに思います。お願いします。

○副議長（橋川宏彰君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（橋川宏彰君）

起立全員であります。よって、議案第43号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号

○副議長（橋川宏彰君）

次に、日程第10、議案第50号 字の区域の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

それでは、議案第50号につきまして御説明をいたします。

議案書は24ページから25ページ、また別冊議案説明資料は26ページから30ページでございます。

それではまず、議案書24ページをお開きください。

議案第50号 字の区域の変更について、佐賀県の事業であります中山間地域総合整備事業で大字飯田の本浦・善王寺地区の圃場整備に伴いまして字の区域を一部変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

24ページと25ページは字本浦及び字善王寺へ新たに編入する区域の一覧表でございます。

それでは、別冊資料の26ページをごらんください。

字の区域の変更について説明をいたします。

まず、中山間地域総合整備事業でございますが、平成19年度から24年度にかけまして1,040,000千円、受益面積85.5ヘクタールで行っております。

本事業のうち、大字飯田の本浦・善王寺地区の圃場整備がほぼ完成をいたしましたので、字の変更を行うものでございます。

本浦地区は全体で8.03ヘクタール、194筆を43筆へ集約したものでございます。

善王寺地区は1.45ヘクタールで、31筆を13筆へ集約したものでございます。

平成22年9月に事業を着工いたしまして、来年3月には全ての手続が完了する予定でございます。

26ページ後半から27ページにかけては関係法令を抜粋しておりますので、御参考までにごらんください。

28ページをお開きください。

28ページは大字飯田本浦地区と善王寺地区の位置図でございますので、御確認ください。

29ページは本浦地区の字界変更図でございます。色づけしている部分を今回新たに字本浦へ編入するものでございます。

30ページをごらんください。

字善王寺の字界変更図でございます。同じく色づけしている部分を字善王寺へ新たに編入するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○副議長（橋川宏彰君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 字の区域の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（橋川宏彰君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月14日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時8分 散会